

令和7年第2回八雲町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月4日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 八雲町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 号 八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 9 号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 1 2 号 令和7年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 1 3 号 令和7年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 1 4 号 令和7年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 1 0 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
議長	11番 斎藤實君	副議長	13番 黒島竹満君
	14番 千葉隆君		

○欠席議員（1名）

12番 能登谷正人君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長 兼新庁舎建設推進室長 併選挙管理委員会事務局長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
政策推進課長	川口拓也君	政策推進課参事	戸田淳君
会計管理者 兼会計課長	佐藤尚君	危機対策課長	田中智貴君
住民生活課長	相木英典君	保健福祉課長	石黒陽子君
農林課長 併農業委員会事務局長	石坂浩太郎君	商工観光労政課長	井口貴光君
建設課長 兼公園緑地推進室長	藤田好彦君	環境水道課長	横田盛二君
水産課長	吉田一久君	落部支所長	阿部雄一君
教育長	西田浩人君	学校教育課長 兼学校給食センター長 社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	三坂亮司君
学校教育課参事	池田忠寛君	農業委員会会長	佐藤真理子君
体育課長 選挙管理委員会委員長	伊藤勝君	監査委員	日野昭君
総合病院事務長	外崎正廣君	総合病院庶務課長	千田浩文君
総合病院医事課長	竹内伸大君	総合病院地域医療連携課長	長谷川信義君
消防長	加藤貴久君	八雲消防署長	佐々木裕一君
八雲消防署庶務課長	河井治彦君	八雲消防署予防課長	中野悟司君
八雲消防署警防救急課長	小林伸也君		横田和彦君
	鈴木木慎也君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長 兼地域振興課長 併熊石教育事務所長	田村春夫君	地域振興課参事	小笠原一信君
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	佐々木直樹君
熊石消防署長	関晃弘君	熊石国保病院事務長	福原光一君

○出席事務局職員

事務局長 併監査委員事務局長	野口義人君	併議会事務局次長 監査委員事務局次長	藤原悟史君
庶務係長 併監査委員事務局監査係	千代貴大君		

[開会 午前10時00分]

◎ 開議・開会宣告

○議長（千葉 隆君） 改めて、おはようございます。傍聴席の皆さんご苦勞様です。本日をもって、第2回定例会が招集されました。出席ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は、13名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和7年6月4日招集、八雲町議会第2回定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） 監査委員から、2月から4月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。5月9日函館市において、渡島総合開発期成会役員会及び渡島町村議会議長役員会が開催され、出席してまいりました。5月19日、愛知県小牧市において、小牧市市政70周年記念式典が開催され、町長とともに出席してまいりました。5月22日函館市において、渡島総合開発期成会定期総会が開催され、出席してまいりました。

また、6月2日江差町において、国道277号早期完成促進期成会総会が開催され、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会広報編集のため、議会事務局職員による議場内の写真撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。

また、新聞報道のため、北海道新聞八雲支局による議場内の写真撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（千葉 隆君） 日程第1 議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、5月30日議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 議長、議会運営委員会委員長。

○議長（千葉 隆君） 三澤委員長。

○委員長（三澤公雄君） 議会運営委員会委員長として、ご報告いたします。

本日をもって招集されました、第2回定例会の運営について、去る5月30日、議会運営

委員会を開催し、協議いたしました。

以下、その結果をご報告いたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

本定例会に町長より提出されている案件は、既に配付されております議案 14 件、承認 1 件、同意 1 件および報告 5 件であります。

また、文教厚生常任委員会より意見書案 1 件と、議員発議による意見書案 10 件、議員派遣の件 1 件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書の提出が予定されております。

一般質問は 7 名から通告があり、発言の順序は、抽選により決定しております。

以上、申し上げました内容を踏まえ、検討の結果、既に配付した議事等進行予定表のとおり運営することとし、会期を 6 月 6 日までの 3 日間といたしました。

以上が議会運営委員会における、議事運営等に関する決定事項であります。

なお、議事等進行予定表にそって精力的に進行され、予定どおり運営されるよう、議員各位および町理事者のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

◎ 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、大久保建一議員と斎藤實議員を指名いたします。

◎ 日程第 3 会期の決定

○議長（千葉 隆君） 日程第 3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より 6 月 6 日までの 3 日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 6 月 6 日までの 3 日間と決定いたしました。

これより、局長に諸般の報告をさせます。

◎ 諸般の報告

○議会事務局長（野口義人君） ご報告いたします。一般質問につきましては、7 名から通告がなされておりますが、その要旨等は、既に配付しております表によりご了解願いたいと存じます。

次に、本定例会の議案等の審議に当たり、議案等説明のため、あらかじめ町長、教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任、又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

また、議案書の一部に誤りがありましたので、机上配布の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

本日の会議に、能登谷正人議員、欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第4 議案第1号八雲町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、地方自治法第4条第3項の規定の対象となります。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） おはようございます。議案第1号、八雲町の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

本件は、八雲町役場新庁舎等建設事業の実施にあたり、本庁舎を旧国立病院機構八雲病院跡地に建て替えることとして計画を進めておりますが、本年度中の建設工事着工を予定していることから、工事契約前にあらかじめ事務所の位置を変更しようとするもので、地方自治法第4条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

改正の内容は、事務所の位置を住初町138番地から建設予定地の宮園町128番地1に改めるものであります。

なお、本条例の施行期日は、別途規則で定める日からとしております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） この案件のように、新庁舎に向けての事業をいくつか着々と進めることは喜ばしいことと思うんですけども、これが進むことによって約束していることの一つとして、町内の交通手段、移動手段の構築っていうものが遅々として進んでないという、議会としてもそういうイメージをもって一緒に悩んでるんですけども、町民にとっても非常に約束したと違わないじゃないかってことは、議員もガンガンぶつけられるんですね。

町理事者において、その自覚があるのかどうかをこの案件では聞いたほうがいいのかなと思って、質問させていただきます。どうでしょう。もうすでに本来なら、町内の新しい交通手段なり、方法なり策定して示されるべきだと思うんですけども、この進捗状況が遅れているって認識はありますか。

○新庁舎建設推進室室長（竹内友身君） 議長、新庁舎建設推進室室長。

○議長（千葉 隆君） 新庁舎建設推進室室長。

○新庁舎建設推進室室長（竹内友身君） 町内の公共交通の話だと思いますが、庁舎周辺のみならず、新幹線の工事は遅れてしまいましたけども、そういった機関との公共交通の確立というのも以前お話がございました。

実際、新庁舎の建設は、令和7、8、9年で開業予定、供用開始予定が令和10年の今のところ5月の連休明けを予定しているところでございます。

ですので、公共交通の確立が遅れているかというご質問ですが、時期があと3年間ございます。具体的にこういった公共交通体系というのは庁舎だけでなく、町の中もやっつけていかなきゃない事業かなと思いますので、そのあたりはこの期間を十分検討期間として設定させていただいて、しかるべき時に皆様、また町民の方にご説明する機会を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 遅れていると自覚はなく、しっかり進めるという意味表明だと思います。しっかりやってください。私たちも、遅れることなく、よき提案をしていきたいと思っておりますので、町民の不安を一日も早く取り除くようにお互い努力しましょう。

○議長（千葉 隆君） 答弁はよろしいですね。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

本案は、起立によって採決いたします。

本案は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は13人であり、その3分の2は9人です。本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者あり）

○議長（千葉 隆君） ただいまの起立者は、3分の2以上です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第5 議案第2号、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） それでは、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例、議案第2号八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書2ページになります。

この度の改正は、最近の物価の変動等を踏まえた投票所経費等の基準額について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことから、国の単価基準に合わせるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

第1条の八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正は、条例第8条中で規定する選挙運動用ビラの作成単価の上限を7円73銭から8円38銭に、第11条中で規定する選挙運動用ポスターの作成単価の上限を918円から928円にそれぞれ改正しようとするものであります。

議案書3ページになります。

第2条の八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、選挙事務に従事する非常勤職員の報酬の額の改正で、選挙長は、1万800円を1万2,200円に選挙立会人は、8,900円を1万100円に投票所の投票管理者は、1万2,800円を1万4,500円に期日前投票所の投票管理者は、11,300円を12,800円に開票管理者は、10,800円を12,200円に投票所の投票立会人は、10,900円を12,400円に期日前投票所の投票立会人は、9,600円を10,900円に。議案書4ページになります。

指定病院等の不在者投票外部立会人は、10,900円を12,400円に、開票立会人は8,900円を10,100円にそれぞれ改正しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第9号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、議案第9号指定管理者の指定についてを議題といたし

ます。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 議案第9号、指定管理者の指定について、ご説明いたします。

議案書 25 ページをご覧ください。

本件は、少子高齢化により生産年齢人口の減少が顕著な熊石は、さまざまな分野で担い手不足が深刻となっており、この状況は地域コミュニティの維持にも影響を及ぼしています。こうした課題に歯止めをかけるため、地域外からさまざまな知恵やアイデアを取り入れることで地域に変化をもたらし、自らが課題解決をする力を養い、地域コミュニティの維持を目的として活用する、移住体験施設くまこう館についての指定管理者の指定であり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものがあります。

指定管理者の候補者につきましては、5月20日開催の八雲町公の施設に係る指定管理者等選考委員会において選定したものであります。

指定管理者として指定する者は、熊石地域のこのような状況を町と共有し、課題解決に向け、これまでも取り組んできた、八雲町熊石相沼町203番地、株式会社ビーコネクで指定する期間は、令和7年6月10日から令和10年3月31日までの3年間の指定期間として設定させていただいております。

以上、議案第9号、指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 5月20日に選考会をされたということですが、この会社の他に選考対象の会社はあったのでしょうか。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） この度の指定管理者の指定につきましては、公募をおこなわないで一社の選考としております。その理由につきましては、これまでも常任委員会等で説明してきておりますが、熊石地域については、急激な少子高齢化により生産年齢の人口が顕著であると。

また、そういうことから様々な分野において担い手不足が深刻となっており、そういう状況が地域コミュニティへの影響もあると。そういう部分を歯止めをかけるという部分で地域外からの意見を取り入れて地域が自らその課題解決に向けて取り組んでいくというこ

とでございます。

そういったなかで、株式会社ビーコネクトにつきましては、令和4年10月くらいから町と一緒にそのような内容、熊石地域の課題について共有し、課題解決に向けて町と一緒に取り組んできた熊石地域の住民が自らその事業に関わりたいということから、その運営についても自分たちも責任をもって活動に取り組みたいということで、今回会社組織を設営したものであることから公募によらない指定管理者としたのでございます。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） ほぼ随意契約というように思いますけれども、指定する機関ですが、これまでの指定管理者っていうのは5年間というのが多かったと思いますけれども、3年間という期間にしたのは何か理由がありますか。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 佐藤議員おっしゃるように、これまで指定管理ということであれば、たいてい5年間ということですが、今回このような事業を熊石地域で始めるというのが初めての試みであると。また、運営する団体も初めての取り組みということもありまして、当初ということがありまして、3年間この事業を運営すると。

それ以降については、その状況を見据えながら、今後事業展開をしたいということで3年間として当初定めたものでございます。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） この株式会社ビーコネクトなんですが、指定管理される移住体験施設くまこう館の利用の仕方なんですけども、今、株式会社ビーコネクトは事務所もないんですよね。夜に会議って言ったら、総合支所を使っているという話を聞きました。

法人を立ち上げた以上、事務所っていうのは必要だと思うんですけども、1つの案として、この移住体験施設くまこう館の中に事務所を置くという考え方もあると思うんですが、一方で、移住体験を募るときにもっと部屋数が欲しいという声。懸念があるっていう中で、くまこう館だけでは手狭だというのが背景にあるんですよね。だったら、事務所なんかそこを兼ねてしまうと、たださえ部屋数に不足感を感じているのに、どうなんだろうということもあります。こういった事務所の設置のあり方っていうのは、担当課としてどのような考えをお持ちでしょうか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（千葉 隆君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） この指定管理者の事務所の件でございますけれども、当初はくまこう館だけじゃなくて、旧すまいる熊石も改修してやろうかという話をしたんですけど、旧すまいる熊石の方が改修費が億を超えるという予算と言いますか、積算

されておりますので、まずは先ほど説明しておりますとおり、人口減が著しく進んでくるということで、早く進めたいということで、くまこう館だけはまず最初に進めるというような考え方で、今やっているという状況です。

それで事務所の話なんですけども、今後、利用者も見込めるというお話もありましたけれども、まずは総合支所の毎日何か会議しているわけでもないものですから、総合支所の一室でやるというような形を取りながら、今後の展開を図っていく上で、事務所問題だとかも、解決していきたいなというふうに考えております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 助ける気があるのかないかわからない説明を聞いてるんですよ。これまでもね。総合支所を使うというのは合理的だなと思ったんですけども、実際、民間いろんな方と話し合うときに、土日の利用になると、総合支所って使えるのかといたら使いづらい。いちいち申し込みしないと部屋が取れないだとか、そういうことを考えたときに、彼らの自由を束縛しないで、運営を応援したいって言うのであれば、どこか事務所を借り上げる使用料なんかも、指定管理料の中に入れるだとかしてね。

例えばですよ。1案として、同じように熊石を盛り上げるために、ということで先行して進んでいる泊川の中学校。あの施設の一部屋を借りるだとか。事前ちょっとお話ししましたら、夜間でも場合によっては使えるようなことも可能だと。

ただ、スタート時点から中学校とこのビーコネクトさんは、ちょっと考え方の相違もあって、なかなか一緒に進んでないようなイメージを持ってるんですけどもね。そこにこだわらなくても何かこう本当に使い勝手のいい事務所を持たせて、より彼らの活動を促すという意味で、そういった支援事務所を借り上げるような、総合支所以外の場所、土日も自由に時間も使える、というところを用意できるようなことを応援できませんかね。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） これまで常任委員会で説明してきた中でも、今言ったような事務所的なものの意見も出ていた、というふうに思っております。熊石総合支所の利用方法については、柔軟に対応はしていきたいとは考えておりますが、今後指定管理を行っていく上で、その辺については、指定管理者とも相談しながらより良い方法を検討していきたいなというふうに考えております。

今、この場で例えばそういうものに対して、どこのこととは言えないんですが、指定管理者と相談しながら、今後検討していきたいということで、よろしくお願い致します。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 民間の会社なので、そこまでする必要があるのかという声もありますけれども、今、佐藤さんの質問でも5年という指定管理のものを3年、そして、喫緊

の課題を抱えている熊石の事情を考えたときに、走りながらより速く走り出してほしいという応援だということであれば、そういった事務所のことも、ぜひ視野に入れてご検討いただければと思って質問しました。よろしくお願い致します。

○議長（千葉 隆君） 回答はよろしいですね。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第12号

○議長（千葉 隆君） 日程第7 議案第12号、令和7年度八雲町一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第12号令和7年度八雲町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。議案書34ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算、債務負担行為、及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに3億2,306万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億4,606万1,000円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書42ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,737万6,000円の追加は、役場庁舎等整備事業であります。

本事業における当初の計画では、屋根を支えるリブについて木材を活用する計画でしたが、木材部分の腐食が懸念されることを考慮し、アルミ素材に変更しようと、これらを反映した実施設計業務が本年3月に完了したことから、本年度に工事着手し、令和9年度の完成を目指すものであります。

3か年の庁舎、車庫新築工事及び外構工事のほか、これに附随する工事監理費を含めた事業費は、56億3,354万3,000円で、このうち本年度分は、建築確認申請等手数料154万5,000円などの事務費のほか、庁舎等新築工事監理業務委託料100万2,000円、庁舎等新築工事請負費8,479万3,000円を追加しようとするものであります。

11目地域振興対策費615万3,000円の追加は、熊石地域関係人口創出拡大事業であります。

本事業は、熊石地域での少子高齢化による生産年齢人口の減少が顕著であり、様々な分野において、担い手不足が深刻化している状況を踏まえ、地域外から多様な人材を確保し、定着につなげることや、移住・多拠点生活を希望する方を対象に日常生活や就業体験の提供を行うなど、関係人口の拡大による地域の活性化を図ることを目的としております。

令和6年度では、拠点施設として、建物、設備などを改修するために必要な実施設計業務が完了したことから、本年度においては、旧熊石高校公宅のくまこう館建物等修繕料288万2,000円のほか、指定管理者制度により、施設の管理運営を行うため、施設の管理運営に必要な備品購入費257万1,000円相当のほか、管理運営分70万円を含めた指定管理業務委託料327万1,000円を追加しようとするものであります。

なお、令和8年度及び9年度の管理運営に係る指定管理業務委託料は、それぞれ90万円とし、期間を令和9年度までとするものであります。

3項、1目戸籍住民基本台帳費151万3,000円は、社会保障・税番号制度システム改修事業の追加であります。

本事業は、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に基づき、住民票と戸籍の附票等に氏名のふりがなが追加され、これまでマイナンバーカード制度導入に伴うシステム改修などを行いましたが、国の本制度実施要領に基づき、戸籍にふりがな等を記録するにあたり、これを一括して処理するために必要なシステム改修業務委託料を追加しようとするものであります。

4項選挙費、2目参議院議員選挙費40万5,000円、及び44ページに移りまして、3目町長及び町議会議員選挙費28万4,000円は、先ほど議決をいただきました、議案第2号八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、及び八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に基づき、説明欄記載のとおり、予算を追加しようとするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、9目定額減税調整給付金給付事業費は、8,700万円の追加であります。

本事業は、国の総合経済対策の一環として、所得税及び個人住民税の定額減税を行い、減税可能額が減税前税額を上回る納税義務者に対しては、上回る相当額を令和6年度に調整給付金として給付を実施したところであります。

その調整給付金の算定においては、令和5年所得等を基に令和6年分所得税額の推計を活用するなど、実績による算定ではないことから、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、調整給付額に不足が生じる場合には、追加で不足額を給付するもの

で、18節に対象を2,695人、不足額給付金は8,121万円と算定し、1節から12節までは事業に係る事務費579万円を追加しようとするものであります。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費2,370万5,000円の追加は、バイオマス利活用施設健全化事業であります。

当施設は、平成21年度の当初整備後16年を経過し、経年劣化による老朽化した設備の更新を行い、施設の健全化を図るもので、搬入物の発酵を促進するために必要なエアレーション設備に係る修繕料2,370万5,000円を追加しようとするものであります。

4目漁業構造改善事業費1億1,662万5,000円の追加は、ホタテ貝アイヌブランド化事業であります。

本事業は、令和3年度から令和5年度までの3か年により事業実施を計画しておりましたが、最終年度の令和5年度において、採苗不振により次年度に延長したところ、令和6年度においても、前年度以上の採苗不振に陥り、計画どおりの実施が困難となりました。

このため、事業内容を再構築し、本年度から令和9年度までの3か年計画で、稚貝の移入実証試験やアイヌブランドとして商品価値の高い養殖ホタテを開発し、漁業経営の安定を図ろうとするもので、この程、国のアイヌ政策推進交付金の交付決定が得られたところであります。

本年度の事業内容については、ブランド化に向けた取り組みとして、市場調査やネーミングの募集などのほか、稚貝の移入実証試験を八雲町漁業協同組合への委託事業により実施しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、3億2,306万1千円の追加であります。

続いて、歳入であります。

議案書40ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,657万4千円の追加は、役場庁舎等整備事業におけるZEB化対応補助金2,506万1千円、及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金151万3,000円であります。

2目民生費国庫補助金8,700万円の追加は、定額減税調整給付金給付事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出と同額であります。

7目農林水産業費国庫補助金9,330万円の追加は、ホタテ貝アイヌブランド化事業に対するアイヌ政策推進交付金であり、対象経費の8割相当額であります。

16款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金40万5千円の追加は、投票管理者報酬等の改正による参議院議員選挙費委託金であります。

20款、1項、1目繰越金5,718万2,000円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

22款、1項町債、1目総務債5,860万円の追加は、役場庁舎等整備事業債であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の3億2,306万1,000円の追加であります。

次に債務負担行為の補正であります。議案書36ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正は、追加で、役場庁舎等整備事業は、限度額を50億5,021

万3千円とし、期間を令和7年度から9年度に、また、移住体験施設くまこう館指定管理業務委託料は、限度額を180万円とし、期間を令和7年度から9年度に設定しようとするものであります。

次に地方債の補正であります。

議案書37ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正は、役場庁舎等整備事業に対応した追加であります。

以上で、議案第12号令和7年度八雲町一般会計補正予算第1号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） 42ページの歳出のところです。

2款総務費、4項選挙費、2番の参議院議員選挙費、それと次のページの町長町議選挙の方にも絡みますけれども、昨年12月に移動投票所について、移動期日前投票について一般質問しているんですけども、その後具体化になれば常任委員会のほうに出されるかと思いましたが、常任委員会のほうにはこれまでは出されておらず、もう時期参議院選挙もあるんですけども、移動投票所についてはどのような検討をなされたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 移動期日前投票のお話ですけども、ご承知の通り、現在上八雲地区で1カ所青年舎の倉庫を借りて、移動期日前投票をやっております。今後、移動期日前投票や投票機会の確保ということで、考えなきゃいけないということで進めてまいっております。

また投票所、投票率の向上ということで、例えばスーパーですとか、そういった商業施設のところでやるということを検討しなきゃいけないということで、12月にはお答えしたかと思っております。

このたび、もともと春日地区から投票立会人の確保が大変になってきている、というお話がございましたので、5月に農事組合の方とお話をしました。そしたら、地区の方では、投票所の確保というのがなかなか厳しい時代になってきているし、代わりの手段を考えてもらえればありがたいというお話をいただきまして、上八雲地区はやってますけども、その次は春日ということでご提案申し上げましたところ、移動期日前投票で参議院議員からやってみるということで今調整中でございます。

1ヶ所、例えば会館の前に移動期日前投票所を持っていくということも、今まで通りはできるんですけども、今回移動期日前投票の開始から終わりの区間をどこからどこまでというふうに告示をすれば、前、佐藤議員がおっしゃったような、ご自宅の付近でもできるというような公選法の取り扱いもありますので、その辺をちょっと研究しながら7月

に臨んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） ドアツードアも検討してくださっているということで、ぜひやっていただきたいと思いますが、このたびの補正予算の中には、それらの予算は入っていないと思いますが、参議院選挙前にまた予算補正などあるのか、間に合うのかということではいかがでしょう。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 上八雲地区の移動期日前の投票も、特段予算化してやっているものではなくて、役場の公用車を使って行っているという形なんで、かかるとしても、ガソリン代ぐらいだと思いますので、その辺は規定の予算内で対応可能と考えてございますので、改めて補正するという考えはございません。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○2番（佐藤智子君） わかりました。今回春日っていうことでしたけれども、大新、熱田の話も出ていたと思います。その辺どうなったのかということと、今、スーパーとか病院とか人が集まる場所での検討されているようですけれども、それは実現可能なんのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 移動期日前投票のスーパーですとか、前に高校のお話もさせていただいたと思います。ただ、高校の方も18歳になる対象人数がどのくらいいるのか、7月の段階でその辺の情報はまだ私たちもつかんでませんので、高校側の対応がもし可能であれば、そういった機会も増やしていきたいと思っています。

熱田、大新に関して、投票所区域の投票者数というの、有権者数というの、かなり減ってきてございます。50人台ですとか、80人台ぐらいかと思えます。ですので、そういったところも、春日と同じような流れに近いうちになってくるかなと思いますので、そういった場合には、やはり投票機会の確保ということで、同じように移動期日前の方を増やしていきたいと考えてございます。

ただ、まだその2地区についてはまだ具体的に、地区の方にはお話はまださせていただいておりませんので、とりあえず7月については春日からまず行きたいと思ってございます。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 7月の参議院選挙で、今よりも広げてやっていくっていう答弁を

聞きました。それであれば、秋にもう1つ、私たちが担い手講座をやってぜひ選挙になるようにと、自らライバルを作る努力をしておりますけれども。

それであれば、10月の本当に八雲町にとって、一番身近な選挙の時にそういった投票行動が今よりもやりやすい環境をさらに実験拡大としてやっていく考えはあるのか。ぜひそうしてもらいたいんですけども、どうでしょう。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

○議長（千葉 隆君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（竹内友身君） 先ほど、7月の選挙で春日というお話でした。今の上八雲、春日に関しては、どちらかというところ投票率の向上という観点よりは、投票機会の確保っていうんですかね。投票所がやはり統合なってしまいますので、その代わりに、移動期日前投票で投票機会を確保するという考えです。

投票率を向上させるっていう名目で考えますと、例えば今言ったスーパーですとか、昔、総合病院でも移動期日前投票所は持ってたんですけども、コロナの関係でそこは取りやめにしてございます。

そういったところも、また病院側と話しなきゃいけないですけども、そういったところも、もう一回考えてみる必要があるかなと思いますので、秋に向けて検討させていただく課題かと承知してございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 我々も関心を高めるために一生懸命やっておりますので、ぜひ投票機会を増やす環境、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○13番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島議員。

○13番（黒島竹満君） 庁舎の関係なんですけれども、前回の全協で確か東側の屋根をもうちょっとこういうふうに変えた方がいいんじゃないかっていう意見等が出たと思うんですけども、その辺がどういうふうになっているのか。

設計が大体終わったっていう話でございまして、説明がされてないと思うんですよ。その辺がどうなってるのか説明をしてほしいなど。

それともう一点、ビーコネクトの関係なんですけれども、今、三澤君がビーコネクトの部分で質問したと思うんですけども、会社を組織して事務所がないという話だったと思うんですけども、会社を組織して事務所がないっていう形っていうのは、ありえないと思うんですよ。その辺はどうなってるんですか。それを説明してください。

○新庁舎建設推進室室長（竹内友身君） 黒島議員の新庁舎の南側の屋根のお話だったと思います。

確か全協でご説明申し上げたときに、ここの屋根の形を変えることはできないかということで、設計屋の方にも話して協議しています、ということで、設計屋の方から回答をいた

いただきました。

設計に関わる部分とコスト的にかかる部分と、2つの点から指摘がされてございました。構造計算の適合判定の事前協議申請の出し直し、これによる数ヶ月ロスするという、スケジュール感ですね。

それと、変更に応じて、主に意匠、それから構造の修正期間がかかるということで、今決められたスケジュールの中でやるのは不可能だという回答をいただいております。コストについても、外してかからないって言うんじゃないくて、逆に外壁側の内勾配となるために、ルーフドレンの追加によるコストがかかるとか、そういったコスト面での増工も考えられるということで、現時点で南側の屋根の形を変えるというのは無理ですということをお返事をいただいております。

○議長（千葉 隆君） 回答をいただいて、そう判断したということで。

○新庁舎建設推進室室長（竹内友身君） はい、そうですね。

回答いただきまして、町としては、今のままの屋根の形でいくということで判断しましたので、よろしく願いいたします。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） ご質問の、株式会社ビーコネクの事務所の関係でございしますが、私の方の説明が悪く申し訳ございません。

事務所は、相沼 203 番地の社長の自宅兼、美容室っていうか、そちらの方に事務所を設置しております。なお、活動事務所というよりは、ビーコネクとして活動する拠点という場所が現在まだ用意できてないと。

当初は、先ほど住民サービス課長からの説明にもあったように、移住定住施設のくまこう館の他に、旧すまいる熊石のほうも使用したいということで考えており、活動拠点ということで考えておりましたが、なかなか改修費に相当の費用がかかるということで、そちらの方はちょっと今現在では使用できないと。

ただ、そういう中に置きながらも早急な対応が必要だということで、今回くまこう館の方から先じて活動していきたいということでございます。よろしく願い致します。

○13 番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島議員。

○13 番（黒島竹満君） 建物に関しては、だいたい全協をやった時点で、ほぼほぼ設計が完成状態になっていたというのは、知っていながら質問したわけでございますけれども、できれば、なんとか変えた方が見栄えとしても、そしてコストとしても若干は下がるのかなっていうふうに思って、質問させていただいたんですけども、そういう難しいことになるということであれば、やむを得ないかなというふうに思うんですけども、もう一度、そういった部分をしっかりと考えていただいて、あれがなることによって、多分コストも下がると思うんです。コストが下がるのと、見栄えもだいぶ違うと思いますので、もう一度、設計屋と協議してほしいなというふうに思っております。

それと、ビーコネクトの関係ですけれども、町が指定業者にするということでもありますので、最初から自分の会社を組織して、事務所が活動できない事務所を持っているという事態、ちょっと考えられないと思うんですよね。やっぱり自分たちが会社を起こして、今これから事業を起こそうとしているわけですから、活動をする事務所だとか施設がないと、一番先にそこから考えていかなければならない部分でないかな、というふうに思うんですよ。

それがそういう状態でないということですから、その辺しっかりしてもらって、町の指定業者になるわけですから、町の方で予算を出さないでやるんならあれだけでも、これから予算出していくわけですから、そういったことをきちっと捉えながら考えていてもらいたいなというふうに思っておりますので、その辺もし何かあったら聞かせてください。

○新庁舎建設推進室室長（竹内友身君） 議長、新庁舎建設推進室室長。

○議長（千葉 隆君） 新庁舎建設推進室室長。

○新庁舎建設推進室室長（竹内友身君） 黒島議員もおっしゃっていましたように、実施設計がもう最終盤の段階でございましたので、業者とは協議はしたけれども、なかなかコスト面と構造上難しいというお話いただいて、町としては、今のまま行こうということで、判断させていただいてございますので、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 黒島議員さんからのご指摘のビーコネクトの活動拠点になりますけれども、その辺については指定管理者の意向もございまして、町としても、相談しながら今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

○13番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島議員。

○13番（黒島竹満君） ビーコネクトについては、しっかりと打ち合わせをしながら今後町に指定管理になればやっていけるんだなっていう簡単な思いが伝わってきますので、そういった部分のないように、しっかりと打ち合わせしてやっていていただきたいな、というふうに思っております。

そしてまた、庁舎については、ここに来てからというのは、ちょっと遅すぎるのかなというふうに思っておりますけれど、それにしてももう一度話し合いをしながら進めていただきたいなというふうに思っておりますので終わります。

○議長（千葉 隆君） 答弁はよろしいですか。

○13番（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 45ページの下から2番目、水産業費のバイオマス利活用建設等修繕料ですけれども、送風機がすべて壊れてて堆肥ができなかったって説明されたんですが、これはいつ壊れて今の修繕になるのでしょうか。教えてください。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 前回、合同委員会の方にもご説明させていただいたところなんですけど、今のエアレーションの送風ブローアは12台ございまして、そのすべてが稼働していないというような状況でございます。

いつ壊れたのかっていう、壊れた時期でございますけれども、その際にもご説明申し上げたかと思うんですが、実際にこちらの方で動かないということの確認が取れたのは、まず初めに昨年10月に一部発電機で動かすというような状況でございまして、1台に接続したらそれが動かなかったというようなことを従業員の方からお聞きました。

その後11月に入りまして、電気保安協会さんが立ち会いのもとに高圧電流電源を接続しまして、すべてのブローアの方の確認しましたところ、12台すべてが不働であったと、そのような状況でございまして、こちらの方で確認取れたのは11月というようなことでございます。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○1番（赤井睦美君） 町の直接ではなく指定管理だから、そういう遅れもあると思うんですけれども、やっぱり直すのはさっさと治してあげないと、町民はお金入れてんだから、堆肥はいつできるんだって楽しみにしている人もいっぱいいるし、まるでその指定管理されている人が怠慢してできてないかのような全然町民は事情を知らないの、壊れてるんであれば、やっぱり早く治してあげるといことと、それから去年か一昨年、網を直しましたよね。あれも町でお金出していると思うんですけれども、見学させてもらったら、もうすでにそれが破けてて、鳥は入っているは虫が入ってくるわ。もうひどいなあって思ってみたんですけど、やっぱり働いてる人の立場になったら、もうちょっといいものをつけるって言い方はおかしいですけど、カラスに負けない方法を考えて、網の上に金網付けるとか、よくわかりませんが、そういう本当に働きやすい環境を整えてあげるっていうのは、やっぱり町がすべきことじゃないかなと思うんですよね。

ですから、あの網も安いお金ではなかったから、もう一回やったからやらないよって言うのであれば、やっぱりそこもちゃんと考えて、きちっと町は堆肥を作るためにあれを建てたと思うのでね。その目的が達成されるように、環境整備だけはしっかりしてほしいなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 赤井議員のご意見、ありがとうございます。こちらの方、従業員さんの労働環境の改善みたいな形でも、いろいろと委員会の方でもご意見の方出され

ておりましたので、先ほどの具体的に今の網のことにつきましてもそうですし、こちらの方でいろいろと検討させていただきたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） ちょっと話題に上がってたビーコネクトの方で質問させていただきたいんですけども、私の解釈はちょっと違って、法人の登記されているのが代表者の住所であったとしても、打ち合わせ等とか事業について、役員が打ち合わせたりすることについては、支所の一室を借りて、役場の職員と相談とともに、そういうのをしながら物事を進めるような体制ができていっているのかなって、私は解釈してたんですけど、その通りなのかどうかということと、例えば、それが土日だとか祝日に及んでも、使わせてもらえるようなことが便宜が図られているのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（千葉 隆君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 大久保議員おっしゃる通り、会社の事務所は社長宅というところに置いているということで、あと役員だったり、私も含めたり、協力隊も含めたりして、事業のあり方だとか展開方法だとかいろいろなことを考えているのは、役場庁舎の一室。普段使われていないようちっちゃい会議室で打ち合わせをしたりしております。

それで、土日、祝日問わず集まって話をする必要があるねっていうような状態になりますと、普通に我々と言いますか、僕も行きながら役場の会議室を借りて話し合うというような体制は取れるというふうに考えております。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） それであれば今のところ、登記上は代表者のところにはなっているけれども、実際打ち合わせ等は支所の方で間に合っているということですね。いずれ、今くまこう館が先行にオープンして、それで稼働率を上げていって実績を出して、企業として軌道に乗ってきたら、旧すまいるを拠点として、改装費を出してやってもらうとかっていう、そういう構想ってことで間違いないですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（千葉 隆君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 大久保議員のおっしゃる通りで、とりあえずは今緊急の課題だということで、くまこう館をオープンさせて動かしていくと。それで、軌道に乗せてから旧すまいるの改修だったり、拠点整備ということも含めて、指定管理期間である3年間の中で、どうにかそういうものにつなげていきたいというふうに、今考えてやっているというところです。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） 民間企業が一本立ちしていくということは、本当に大変なことだと思います。世の中でできている会社のほとんどが、3年、5年以内にいなくなってしまうということなので、せっかくこういう機会があって新たな会社が若者の力によってできるってことなので、役場の方も全力でサポートしていただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 答弁はよろしいですね。

○4番（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 45ページの6款10節、バイオマス利活用施設建物等修繕料についてですけど、先ほど16年経ってて、発酵に必要なエアレーションを修繕するということですけども、先ほど赤井議員の質問の中で、12台すべてが壊れているということですけども、この修繕は何台分でしたか。確認させてください。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 12台のエアレーション設備なんですけど、そのうち早急に改善が必要なものとして7台分今回改修しようということで計画してございます。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 7台分で残りの5台っていうのは、修繕しなくとも発酵はできるっていうことでよろしいですね。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 7台の修繕で、当面の間は対応できるというふうに考えてございます。

以前から比べまして、排出されるバイオマスの量もだいぶ少なくなってきております。ただし、すべての施設設備が稼働することによりまして、作業スペースの確保ということで、効率的な作業も可能になるというようなこともございますので、このことにつきましては、次年度以降、順次計画的に対応できればと考えております。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 先ほど赤井議員の質問の続きになるんですけども、私も早く堆肥ができることっていうのを望みたいんですけども、いつぐらいになったら堆肥ができていくのかっていう見通しっていうのはあるんですか。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） 今のエアレーション設備の方が正常に稼働しまして、それから、それぞれバイオマスの種類によっても変わるんですが、それから発酵処理の方を進めますと、おおよそ2ヶ月程度ではできるのかなというようなことでは考えてございます。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案の通り、可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り、可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時20分再開いたします。

◎日程第8 議案13号

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第13号令和7年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第13号令和7年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

議案書50ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、467万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、22億5,790万7,000円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書54ページの中段をご覧ください。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、467万5,000円の追加は、国民健康保険システム改修業務委託料であり、これは、令和5年12月22日、政府において閣議決定がされたこども未来戦略および令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和8年度からはじまる子ども・子育て支援金制度の実施に向けて、必要なシステム改修を行うものであります。

つづいて歳入であります同ページ上段になります。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金、467 万 5,000 円の追加は、歳出でご説明いたしました、システム改修業務委託料への国庫補助金として計上するものであります。

以上、議案第 13 号令和 7 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り、可決することに決定いたしました。

◎日程第 9 議案第 14 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 9 議案第 14 号、令和 7 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第 14 号令和 7 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。

議案書 56 ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、179 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、2 億 9,785 万円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 60 ページの中段をご覧ください。

1 款、総務費、2 項、1 目、徴収費、179 万 3,000 円の追加は、後期高齢者医療システム改修業務委託料であり、これは、国民健康保険事業特別会計でもご説明いたしました、こども未来戦略および子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和 8 年度

からはじまる子ども・子育て支援金制度の実施に向けて、必要なシステム改修を行うものであります。

つづいて歳入であります同ページ上段になります。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金、179万3,000円の追加は、歳出でご説明いたしました、システム改修業務委託料への国庫補助金として計上するものであります。

以上、議案第14号令和7年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り、可決することに決定いたしました。

◎日程第10 承認第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第10 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 承認第1号についてご説明いたします。

議案書62ページをお開き願います。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日専決処分したため、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものであります。

それでは、専決処分いたしました条例の改正内容についてご説明いたします。

この度の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の法定賦課限度額

の引き上げ、及び、法定賦課限度額引き上げに伴う低所得世帯の保険税軽減の拡充に係る改正であります。

議案書 64 ページをお開き願います。

条例第 2 条第 2 項の改正は、賦課限度額の引き上げで、国民健康保険税基礎課税額について 65 万円から 66 万円に引き上げるものであります。

条例第 2 条第 3 項の改正は、第 2 項同様に賦課限度額の引き上げで、後期高齢者支援金等課税額について 24 万円から 26 万円に引き上げるものであります。

条例第 23 条第 1 項の改正は、保険税軽減適用後の賦課限度額についても条例第 2 条第 2 項および第 3 項の改正と同様に改正しようとするもので、改正金額は記載のとおりであります。

続きまして、条例第 23 条第 1 項第 2 号及び、65 ページ第 3 号に係る改正は、法定賦課限度額の引き上げに伴い、低所得世帯の保険税軽減拡充についての改正で、第 2 号につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に、第 3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき額を 54 万 5,000 円から 56 万円へ引き上げるものであります。

最後に、この条例の附則であります、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とし、改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、承認第 1 号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第 11 一般質問

○議長（千葉 隆君） 日程第 11 一般質問を行います。

質問は、あらかじめ定められた順により、おのおの 45 分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず倉地清子議員の質問を許します。

○7 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7 番（倉地清子君） では、よろしく申し上げます。

福祉タクシー助成対象者への支援拡充について。

八雲町では高齢者や心身に障がいがある方が快適な生活を送ることを目的に、社会参加や日常生活の中でタクシーを交通手段として利用する場合に、タクシーチケットを交付して料金の一部を負担しています。

落部地区や黒岩地区などと、市街地八雲地域では中心部に移動するための交通距離に大きな格差があるが、この格差是正をどう考えるか。

また、高齢者の社会参加をより有効的に促すために、タクシーチケットをどのように活用させていくか、町の考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 倉地議員の 1 つ目のご質問にお答えします。

福祉タクシー助成事業は、高齢者や心身に障がいを持つ方など、移動に制約のある方々が安心して外出することができるよう、その料金の一部を助成し、福祉の増進を図る目的から多くの改正を経て、現在に至っております。

議員ご指摘のとおり、市街地と市街地以外の地域から、中心部への移動距離に違いがあるのは、承知しているところであります。この距離に相応した助成を行うことについては、一見必要な施策に思われますが、実際には多くの課題があると考えます。

町といたしましては、地域全体の公平性を考慮する必要があることから、町内の一定の地域に限定した助成を行うことは、地域によってタクシー以外の移動手段の状況が異なるため、結果的に地域間の格差を生む恐れがあること、また、相応の予算が継続して必要であり、町の財政負担が大きくなることから、拡充は難しいと考えております。

福祉タクシー助成制度は、現状において、高齢者の社会参加をはじめ日常生活の中で幅広い用途で利用されており、新たな活用方法やタクシー助成の拡充は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、地域公共交通の検討については、4月に第1回活性化協議会を開催し、公共交通計画の策定経費を含む令和7年度予算や部会を設置する改正等について承認をいただいたところであり、今後は、今月中旬に第1回目の部会、下旬には第2回目の協議会を開催し、今後の取組の方向性などについて議論を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○7 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 今町長の答弁で、結果的に距離の違いと格差は承知しているけれども、不公平を最終的には生む結果となる可能性があるのでは、拡充を考えていないということでお聞きしました。

では、確認をさせていただきたいんですけども、令和6年度についての福祉タクシー料金助成制度の実施状況なんですけど、満75歳以上の非課税世帯、身体障害者手帳1級から3級を持っている方など、対象者は3,450人と聞いております。

今回は満75歳以上の高齢者の対象人数だけで確認させていただきたいのですが、満75歳以上の対象人数は3,192人。これに対し、交付人数は870人、利用人数は751人、交付率は27.3%でよろしいですか。合ってますか。

それで27.3%っていう交付率の方は利用者割合で見ると、86.3%となっていますが、すいません、多分皆さん資料を持ってないのでわからないと思うんですけども、86.3%であってよろしいですか。

○議長（千葉 隆君） 一問一答なんで区切ってください。

○7番（倉地清子君） あってますか、一回座ります。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） まず第一点目といたしまして、75歳以上の対象者数というところで、3,192名というので、当課の方といたしましても把握しております。よろしくお祈りいたします。

続きまして、交付状況の人数として、75歳以上870名、および交付率が27.3%。それで、利用交付された方での利用者の割合として、86.3%という数字で間違いありません。よろしくお祈り致します。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 交付率が27.3%利用者割合を見ると、86.3%ということで確認させていただきました。これを見ると27.3%の方というのは必要で、申請、交付を受けていると思います。何に利用しているかといいますと、それは病院への通院を考えている町民が多いということです。

八雲総合病院などに通院する際、中心部への移動距離に差がある黒岩や落部などだと、一回往復するだけでタクシーチケットを使ってしまう状況です。町民の声としまして、病院へ行くために朝7時40分にバスを出発し、そこまでのバス停の距離はまだあるんですけども、そこからバスに乗り、8時10分頃病院に到着。診察して会計を済ませ、薬局まで行き薬をもらってまた会計して停留所に行くがバスに間に合わず、目の前で見送ることが何度もあったと聞いております。間に合っている時もあるし、自分をよそに間に合っている方もいるということです。

町長が、赤井議員が予算委員会の時に質問されました、福祉タクシー助成事業のについ

て、赤井議員の質問に対し、町長はこう答弁しております。

落部地域などは格差是正について、もっと必要。公共交通を遠いところから始めていきたい。町内の巡回バスは時間がかかるため、タクシー券を検討していきたい。このようにおっしゃっていただきましたけれども、このことについてはどういった進み方をされているのでしょうか。

先ほど、考えてはいないという答弁だったので、もう一度改めて聞かせてください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員の質問に対して、タクシーチケットの検討をするということで検討いたしましたけれども、例えば落部地域であれば本当に往復で1万4,000円かかるということで、これを全部賄うと落部だけでも莫大な金額が発生するというので、これは現実的じゃないなということで、今、先ほど答弁した通り、落部やそういうところから病院に来れるよう、循環型なのか、デマンドも含めて今月中旬から協議に入ってるべく早めに公共交通が出来上がるよう、今整理を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） わかりました。循環型バスを考えていって、早急にその方向で整えていくという。循環かデマンドかどちらかということで、失礼いたしました。検討して整えていく予定ということですね。

では一方で、交付されていない人の人数について伺いたいのですが、令和6年度の交付率27.3%は、とても少なく思うのですが、町はこれをどのように考えておりますか。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 交付率の割合が低いことに対してのご質問かと思えます。まず最初に、満75歳以上の対象者数に3,192名でお間違いがないということは、お答えしていたところでございます。

しかしながら交付状況が870名ということで、交付率が27.3%となっている理由の1つといたしましては、まず3,192名というのは75歳以上すべての方の対象者人数でありまして、タクシー券の交付に関しましては、その中で非課税世帯、世帯の中に課税の方、ご本人のみならず世帯の中に課税の方がいらっしゃる世帯におかれましては、交付の対象とはしてございませんので、ここに大きな格差が生じているものと判断しております。

また、一部ではございますが、現在入院中の方だとか施設に入所されている方っていう方に関しましてもタクシー券の交付は行っておりませんので、その旨その部分には含まれる数字かなと思って考えてございます。よろしくお願ひ致します。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 27.3%の理由というのは、このタクシー助成事業というのは75歳以上の非課税世帯対象ですけども、対象人数のこの状況を出す上で、すべての75歳以上すべての方が含まれているっていうことで、よろしいんですね。

3,192人、この人数の方は非課税世帯ではなく、全部だっということによって課税・非課税どちらもってことでよろしいんですね。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） あくまで対象者数におかれましては、全町民の中の75歳以上すべての人数となっております。よろしくお願ひ致します。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） そうですね。では把握すべき数ではなく、これ難しいことなのかもしれないんですけど、非課税世帯数の把握ってというのはできないものなんでしょうか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 課税・非課税の部分になりますけれども、この部分についてはあくまでも八雲町で言うと町民税、自主財源のその課税をする上で、各個人の収入状況を把握して課税しているということになります。

その上で、担当課今回で言うと、福祉タクシー事業になりますけれども、本人の同意を得て初めてそこで非課税か課税かという部分を確認できるということになりますので、本人の同意なしで確認をすることはできないと。個人情報などの観点からできないことになっておりますので、よろしくお願ひします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 私勉強不足で、非課税世帯ってというのは、町は把握しているものだと思っていたので、今教えてもらって勉強になりました。

では、このデータは本当に非課税世帯の方へ渡っているのかどうかというのが不明だなと思うんですが、利用すべき人に行き渡っていない可能性があると思われませんが、これについてはどう考えますか。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 町内のすべての対象者の中で、非課税世帯の方に行き渡っていないのではないかとというご質問かと思ひます。こちらの方法に関しましては、4月号の広報で一度周知を行っておりますが、そこで周知を行ったことですべての方が把握しているということではございませんので、今後は複数回にわたって周知をするような方法をとっていきたくてお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 続いてどうぞ。

○保健福祉課長（石黒陽子君） なお、あくまで申請主義になりますので、こちらの方からすべての方に対して申請して欲しいというようお願いの仕方でもできかねますので、今まで過去から年に一度の周知ではありましたが、今現在といたしましてライン等も活用しまして、周知の方を凶りたいと考えております。よろしくお願い致します。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 周知は4月号の広報でされているということで、すべてが把握できているかどうかというのは、やっぱり難しいことなんだなっていうのは、今聞いてわかりました。申請することが先に来て、そこで対象者っていうのがわかっていくっていうことなんでもんね。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） あくまで申請主義ですので、申請を行った結果ということになってきますので、よろしくお願い致します。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地議員。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） そうですね。それでは、周知の方法として、先ほど課長はなるべく回数を多めにしておくことを考えていくっていう答弁をさせていただいたので、それはどこかでやっぱり周知の回数をしっかりしてほしいなって思うのが、町民のこれもまた声なんですけど。

昨年度まで旦那さんがいらっしゃって、今亡くなって。それでくまなく、いつその周知がされるのかを隅々見てたっていう声を聞いて、それを見たらすぐに行きなきゃっていう方もいました。それで、これから高齢者の方もラインとかもだいぶ普及率が上がってますから、ラインを見る機会も相当増えてくるんでしょうけども、どちらかという今はまだ、活字タイプの方が多いなあっていう印象はあるので、本当は私、個別訪問でもして、あとはコミュニティの場所に行って、ちょっと周知してもらえたらなっていう思いでいたんですけども、申請をしてくださいっていうこと自体、言うことができないっていうことをお聞きしたんですけど、それで合ってるんですね。

周知、申請をしてください。要は対象者であること自体、わからない町民がいらっしゃるんですね。例えば80歳、75歳の方が、町で会ったときに散歩してるのかなと思って声をかけたら免許返納したということを知って、私もし75歳であれば申請してみたら対象になるかもしれないんで、どうですかって言ったら知らなかったってやっぱ言ったんですよ。

なので、申請を促していくことっていうのは、とてもいいことなのかなと思ってんですけども、保健師さんだったり、民生委員さんの力を借りて、すべての方っていうか本当に必要な人に、タクシー助成券が行き渡るような手立てとして、その周知していくっていう方法っていうのは、できないものでしょうか。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。今、申請主義と。その人が知ってもらおうということで

申請主義。今は申請主義ですけども、何らかの方法で通知をすることは可能だという意味で、質問してることでいいんですか。

○7番（倉地清子君） その通りです。

○議長（千葉 隆君） いいんですか。

○7番（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） そういうことですので、答弁をお願いいたします。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） ただいまのご質問なんですけれども、あらゆる機会を設けて周知を図っていただきたい、というご質問かと思えます。

現在のところ広報のみならず、いろいろな町内の民生委員協議会だとか、そういった活躍の場で、ご説明の方をさせていただいているのとともに、生活支援コーディネーターというほうで高齢者お役立ち情報というものを交付しておりますが、そちらの方にも載せて、あらゆるところでできる限り私たちの方も周知の機会を増やしてはおります。

しかしながら、現在に至っておりますので、まだまだ周知が不足していることは事実なのかと思えます。今後もできる限りお伝えしていくように心がけ、努力をしていきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 周知でなくて、行政側から75歳以上、非課税世帯の対象者に通知をすることは可能ですかということをお聞きしてるんで、周知の方法ではなくて、通知することができるか、できないか、まず整理して答弁願いたいと思えます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 先ほどと重複する部分かもしれないんですけども、あくまでも申請主義で、その際に同意、あなたの課税状況を確認してもいいですかという確認を得ないと、担当課は、個人の情報を確認することがまずできないんですよ。

そういった部分から、非課税世帯にある非課税の方に、あらかじめこっちから、例えば文章を発送するとか、そういうことがまずできないということになりますので、あくまでも申請をして、その時にあなたの課税状況を確認してもいいですかという同意をもらって、そこで初めて、課税状況を担当課が確認できるということになります。よろしく願います。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 先ほど川崎課長が言ったことのそのままですね。個人情報観点で、それは出来かねるっていうことは理解しました。

一方で、周知の方法としては、もうちょっと利用率を上げるために努力をしていくっていうことは、おっしゃっていただいたので理解しました。

では一方で、65歳以上の高齢者に対し、町が入浴助成券を交付しておりますが、令和6

年度の交付実績を見ると、八雲町が4,500人に対し、交付人数が1,182人で交付率が26.25%、熊石地域は1,115人に対し、交付人数1,574人で交付率が35.16%と、熊石地区の方が交付率が少し高いんですが、熊石地区の町民から入浴に自家用車とか、町からバスを利用して、タクシーでは病院や金融機関に行くか、買い物の時などに使っていると聞いております。

また、コミュニティの場に来るのが楽しみだという80歳代の方が家が近いけども大変だから、車で来た。病院に行くのも車じゃなきゃいけない。足がなくなったらコミュニティも病院にも行けなくなるから、免許を手放すことができない。だけど、家族には心配されていると。でも、もう間もなく免許を手放さなきゃならないということもわかっているから、どうしようかということも声で聞いております。

熊石地区では現在、国保病院への送迎バスはあるが、時間帯が合わずタクシーで行く方もいらっしやいます。ただ、タクシーのドライバーがもう高齢者で、運行の継続が難しくなるかもしれないという状況があります。タクシーがなくなってしまうたら、コミュニティなど社会参加の移動手段を失う可能性、病院の通院も。

これらを考えると、熊石地域の公共交通網は急ぐ必要があるのかなと感じました。これはいち早く、公共交通網の手立てを進めていただきたいなと思ったのですが、ここでは担当が違うので、このまま進めさせていただきます。理由があって、話の流れで。ここまでタクシーチケットと入浴券の利用状況について伺わせていただきました。

次は助成金額についてお伺いしたいと思います。タクシーチケットの利用については、夏は頑張って歩くから、または家族に連れてってもらい使わないようにし、冬の時に使うようにしているという方、結構おります。コミュニティの場へ必ずタクシーで行く人もおります。

入浴に関しては冬はいかず、危なくない時期に行きたい。冬に集中して使いたい、タクシーチケット。夏場に何回も入りたい入浴券ですが、八雲町ではタクシー助成額は年間1万2,000円ですが、4月から6月に申請した方は1万2,000円、7月から9月に申請した方は9,000円。

入浴券は年間24枚、1枚200円で4,800円。4月の申請の方は4,800円、5月申請の方は2枚引かれて4,400円。1か月ごとに2枚ずつ減るシステムを導入されておりますが、それぞれ申請月により減額するこのシステムは、どのような理由があるのかを教えてください。

○議長（千葉 隆君） まだ続きますか。

○7番（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） お昼になりましたので、暫時休憩いたします。

午後13時に再開いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 午前中の質問に対してお答えします。

高齢者の入浴券事業に対して月2枚ずつ支給枚数が減になるということに対してのご質問なんですけれども、入浴券の助成事業に対しまして、あくまで入浴を通じ、健康増進の及び身体機能の維持向上を図ることを目的に支給の対象としております。

しかしながら、4月に対象で交付された方と、例えばなんですけれども、3月に交付された方が同じ枚数では、やはり公平性に欠けることから、毎月年度内に24枚の支給をしておりますので、それを12カ月で割り返し、月に2枚ずつ減額して支給を対象としていることとなります。以上です。よろしくお願いいたします。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 3月に交付するのと4月に交付するのだと、やっぱりすごく差があるから、全額は公平性の観点からできないということをおっしゃりました。

公平についてを聞きたいんですけど、一番最初に町長が答弁で、地域格差について公平とか格差を是正していく上で拡充していくことはしない。なぜならば、もしかしたら不公平が生まれるかもしれないんだってという話をされたと思うんですけども、公平ってというのが、私の中では公平だと思ってなくて、その町長の言う公平性っていうのをお聞きしたいんですけども、ちょっと論点ずれますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大変難しいということですけども、ただ公平ということでね、今の感じで例えば税にしても八雲に住んでいる人と落部に住んでいる人では税も違うよね。それは距離感もあって、土地の価値も含めて税が変わってくると。

ただ遠いところに住んでるからといって、ただ同じだけの。例えば八雲に住んでる、本町に住んでいる人がタクシー券で病院に10回行けると。ところが、落部に住んでる人がいたら、10回病院に行けるようなタクシー券を出したら公平かと言ったら、それも問題があるんじゃないかということをお話したということで、理解をいただきたいと思います。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） なるべく、平等と公平は違うので、その辺は今後考えてはいないということでしたので、あんまり追求せずにいきたいと思いますが、ちょっと論点がずれたりとかして申し訳なかったと思うんですけども、タクシーと入浴の共通点を提案したくて、結論、提案したい。

なおかつ、非課税、課税を考えずに70歳で共通券を提案したいんですけども、それについてお伺いします。

○議長（千葉 隆君） タクシー券使う人と、もう一回制度設計しながら検討してみても、っていうことなんでねえの。

要は、風呂に入る使う用途の人もいれば、タクシーもいっぱい使う人いるから。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今の質問でね、タクシー券とお風呂の券を一緒にできないかっていうことでよろしいですよ。

今まで考えたこともなかったんで、今初めて自分も想像もしてなかったことなんで、持ち帰って検討してみますけれども。

ただ、タクシーと風呂とはまたちょっと違うような感じもしますので、それについても今すぐできるとかできないとかって返答することができませんので、内部的に研究してみたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地議員。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 70歳以上っていうのは、タクシーは75歳以上の非課税世帯ですけど、入浴は65歳の方なので、65歳から70歳に上げて、逆に75歳からタクシーは65歳に下げてほしいということなんですけど、事故の起こる確率が75歳以上の方がかなりアクセルとブレーキを踏み間違いというのが多いっていうのもあるので、70歳から免許証を手放していただいて、安心してバスやタクシーなりを使っていたら、これから整うであるだろう、町がこれから考えていく公共交通網に向けて、ちょっとでも若い、言い方が悪いか。70歳のうちから乗ることで、その事故は回避していけるような気がするんで、そういう提案をしました。どうでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど言った、初めて聞いたんで、ちょっと理解し難いんですけど、ただ我々は今町として、公共交通は大事だろうということで、あくまでも課税とか非課税とか、そういう方々ばかりじゃなくて、全体の落部とか黒岩とかそういう人たちなんです。町内もそうですけど、それだけではやっぱり病院行ったり、役場に来たり、買い物来たりっていうことで公共交通をこれから充実していこうと。

公共交通を充実したら、下手したらタクシー券が要らなくなる可能性もまだあるんですよ。量多くなくてもいいのか、今のままでいいのかもいろいろ考えますが、やっぱり公共交通がある程度デマンドでなってくると、そういうことは考えないけど、またお風呂はそういう意味ではありませんので、ちょっと一緒とかは私も今理解できませんので、それと年齢的なことですね。車の運転する人ですね。70歳で免許返納するのは私は現実的じゃないなってそこは思って、この間も80歳でも町長まだまだ免許を返されないと。やっぱり免許を返すとボケてきたり、いろんなことあるから、もう少し真剣に乗りてんだっていう人もいるし、それは70歳で返したい人もいるんでね。それは個人差がありますので、

また公共交通とお風呂とはちょっと今のところ一緒にできませんので、ただそれは持ち帰って研究してみたいということでご理解をいただきたいと思います。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 分かりました。これからまたさらに、常任委員会の方でこれを持ち帰って問題点をこれから引き続きやりたいと思います。

この質問で、一日も早くこの格差是正が改善されて、安心して暮らせる、安心して移動手段を確保して、社会参加に参加できるような町づくりになってくれればなという思いで、この質問を終わらせていただきます。

続きまして二つ目ですね。中学校部活動地域移行について。

国は、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定し、令和5年度から7年度を改革推進期間とし、地域の実情に応じて、早期の地域活動への移行実現を目指すとされました。

八雲町においても部活動の段階的な地域移行の方向性を検討する八雲町部活動地域移行検討協議会を設置し、子供たちの新たな環境の構築を目指しています。

部活動の地域移行は、多くの自治体が様々な課題を抱え、先の見えない状況にある中、最近道南の自治体でも地域移行へ向けての動きを見せ始めました。

現在4つの中学校を持っている八雲町は、部活動地域移行をどのように進めていくのか考えを伺います。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 倉地議員の2つ目のご質問にお答えします。

国は、生徒が将来にわたってスポーツ・文化活動に継続的に活動に親しむ機会の確保・充実や、教員の負担軽減と働き方改革の推進を目的に、これまで学校の教員が担ってきた部活動の指導を地域のクラブ・団体などが担う、学校部活動の地域連携・地域移行を令和5年度から7年度までを改革推進期間として決めました。

さらに、令和8年度から13年度を改革実行期間とし、地域全体で連携して取り組むことを明確にするため、地域移行を地域展開に名称を改めることにしています。

八雲町は学校部活動の地域移行につきましては、これまで、八雲町部活動地域移行検討協議会を2回開催し、北海道からアドバイザーを招いての勉強会や、アンケート調査の結果をもとに移行に向けた検討を行ってきたところであり、また、教育委員会においては、町内4校の中学校長と各校の部活動の現状についての意見交換を行ってまいりました。

少子化の影響により、学校単位でチームが編成できない団体競技があるほか、アンケートの結果では、自身の学校にはない活動をしたいなど、子どもたちのニーズは多岐にわたっております。

また、地域に移行する際には、実施主体、指導者の確保等の課題も山積しています。

教育委員会としては、部員数の少ない学校同士でチーム編成をする合同チームや自身の学校にない種目でも、他校で行っている部活動に参加する拠点校方式での活動など、まずは町内の4校が連携し、やりたい活動ができる仕組みの構築を図りながら、部活動顧問の先生と地域の指導者との意見交換や協議会の意見も交えながら検討を重ね、来年度からは、できる種目からにはなりますが、休日の活動から地域へ移行できるよう取り組んでまいります。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 今の答弁で、来年度から休日の取り組みがなされていく予定ということでお伺いしましたが、具体的にその競技とかは決まってるんですか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 来年度からというのは、先ほども申しあげました通り、できる種目からということで、もちろん全てではないということは、ご理解いただいた上で、例えば、今でも社会地域の方の人材を利用しながら、実際に活動しているという種目もございますので、そういうところにまずは目を向けながら進めていきたいなと考えているところです。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 今、木古内町とか江差町でも地域移行の動きがあって事業が行われてきてるんですね。それで、八雲町もこれから来年度からそういうとやれるところから進めていくということですが、実際、今現在、地域移行かなって思うような活動をされているところも見受けられているので、いい感じだなと思ってますけども、指導者の中でもいろんな意見がやっぱりあるし、対価が必要だとか、いやいやいらんよっていう方もいらっしゃるし。競技によってはボールの大きさが規格違いだったり、小中違うし、人数の確保も難しいし、指導者ですよね。

だから、いろんな方の八雲町における独自のこれからの進め方として、例えばスポーツ推進委員会っていうのがあると思うんですけども、そこにスポーツ団体選出の方がいらっしゃるりとか、スポーツ少年団の指導者とか、八雲町においてスポーツに関わるような、あらゆる人の広い意見を聞きながら、八雲町部活動地域移行検討協議会のほうに吸い上げて、広く本当に八雲町で何ができるのかっていうのを話し合う機会っていうのを持っていたらなんと、まず思ったんですけど、それについてはどうでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 大変前向きなご意見をいただきありがとうございます。

先ほど言われた審議会での声とかも、きちんと検討委員会の方に反映するように、委員の人選等は進めてございます。それで、これからさらに考えているのは、やはり部活動は

現段階ではやっぱり学校教育に位置づいておりますので、学校の声をもっともっと扱っていかねばならないというふうに考えてございます。

その観点から、今後は検討委員会の下にワーキンググループ等を作って、例えば校長方のワーキンググループとか、指導に直接関与している指導者たちのワーキンググループとか、そういうのを作れないかなって考えているところでございます。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○7番（倉地清子君） 部活動のメリットっていうのがやっぱりあって、指導者っていうのは教員っていうのはやっぱり適してるなっていうのも思ってますし、他の地域で、実は部活動を存続する形を決めた熊本市の例があるんですよね。

そこは、要は教員の中でも熱意を持って、部活動を教えたいっていう先生もいらっしゃるんですね。一定程度いらっしゃるから、一概にこう移行していくことが難しいなっていう問題点もあることで、部活動を存続し、さらには存続したところは、教員には別な形で報酬をしていく方向でいるっていうような事例もあったので、本当に難しいことだと思うんですけども、やはり子どもたちのこれから。今いる子供たちが本当に困らないように、少年団やっても部活がないからできないんだっていう声もいっぱい聞くし、保護者からも不安の声もあるので、ぜひこれから委員会できちんと審議して行って、いい方向に向かっていったらいいなと思っているので、期間も延びましたし、ゆっくりとは言えませんが、ちょっと急ぎ足でやってもらえたなと思います。

これで終わります。以上です。

○議長（千葉 隆君） 以上で、倉地清子議員の質問は終わりました。

次に、横田喜世志議員の質問を許します。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） こんにちは。昼から一番でなくて、ちょっと気持ちが整理できてないんですけど、質問に入らせていただきます。

上水道の老朽管対応について。

本年3月定例会の予算審査特別委員会において、同僚議員より下水道事業会計で下水道管の現状について質問があり、下水道本管の総延長や耐用年数50年から、現在計画的な補修や改築工事を行っていない答弁を受けておりますが、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故以降には、下水道管破損以外に、上水道管の漏水により冠水したニュースが何件か流れております。

八雲町の上水道管も老朽化していることから、いつ漏水してもおかしくはないと思われませんが、対処はどの様になっているのでしょうか。誰もが公平で安定した生活を送れるための施設整備計画と将来の展望について、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

上水道の漏水対策は、地域住民の安全で快適な生活を支えるために非常に重要な課題です。漏水は主に、管路の劣化などが原因で発生し、これにより水資源の無駄遣い、さらには周辺環境への影響が懸念されます。そのため、漏水対策には多角的なアプローチが求められるものであります。

漏水対策の基本として、定期的な点検と維持管理が挙げられます。水道管の老朽化が進む中で、定期的な点検を行い、更新していくことが重要です。特に、地下に埋設された管路は、目視での確認が難しいため、施設管理日誌や有収水量・警報発報装置を活用することで、漏水の早期発見と迅速な対応が可能になると考えております。

さらに、地域住民との連携も欠かせません。地域住民が自らの生活環境に関心を持ち、漏水を発見した際には迅速に通報できる体制を整えることも重要であります。

漏水や破損時の対応につきましては、迅速な復旧ができるように八雲町管工事組合と給水装置の修繕工事に関する協力を確認しており、漏水発生時の復旧工法については、町と組合が共通認識を持ち準備しておくことによって、迅速な復旧工事を実施し、水道を使用されている方々の断水時間や濁水の発生を最小限にとどめるような体制を整えております。

次に、水道施設の更新計画については、令和5年12月に水道個別施設計画を作成し、水道施設、管路、配水池など地域ごとの優先順位をつけて強化を図っていくこととしております。

また、平成28年3月策定の水道事業最上位計画である八雲町水道事業ビジョンについては、計画期間が令和7年度で終了することから、今後改定を行うこととしており、現状と将来見通しを分析・評価したうえで、事業運営の見直しを行っていく必要があると考えております。

水道施設は重要なライフラインでありますので、今後も安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていけるように、効率的・計画的に水道事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） そうでしょうね。何年、もう4年か5年前ぐらいかな。出雲町での漏水事故があったのが私初めての経験でありました。でも、迅速に復旧していただいたと思っております。

それは先ほど町長の説明の中にもあった管組合との連携ができていくということで、そういうふうに早急に対応できたんだと思います。3月の決算資料の中でも、老朽管の交換予算というものを計上されておりました。それで、終わった後ですけども、それだけで間に合うのかと担当課の方へお伺いしましたら、全然足りない全然間に合うような管の長さではないというお話がございました。

なので、古いからすぐ漏れるっていうことではないと思うんです。道路下にあるとか、個人宅の私道の中に入っているとか、主に町道の下に入っているんですけども、そこを

通る自動車やらなんやらの影響もあると思います。

現実、八雲でそういう老朽管を交換した時の状況っていうものは、まだ例えば交換したからそこは済むんですけど、交換した管を見て、例えばどの程度をそういう老朽管の交換を引き延ばせるとかという見解があれば、お聞かせ願いたいと思うんです。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず、水道管の八雲地域の現状についてご説明いたします。令和6年度末までの延長約 215 キロメートルが敷設されておりますが、そのうち法定耐用年数が40年なんですけども、この40年以上が経過した水道管は、全体の17.6%。延長にしまして、約38キロメートルでございます。

令和6年3月策定の八雲町の水道事業経営戦略では、このうち15.5キロメートル、総額で5億5,000万円での布設替えをするという計画でございます。敷設も40年以上が経過しているとはいえ、議員おっしゃる通り、すべての部分が老朽化しているから使えないというものではなくて、適切な管理を行うことで、この使用年数については延長できるものということで考えております。

ですから、日頃の管理体制といたしまして、浄水施設の点検、水質検査や漏水確認のパトロールを行うことによって、定期的な配電作業により漏水の、濁水の解消対策を行って水道水の安定供給に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 私が思っている通りの40年過ぎたからもう使えませんよっていうことではないというのは、今の答弁でわかると思いますが、今言われたように40年を経過した管が38キロあって計画通りやっていると15.5キロを改修する予定ってなってるんですけど、なんていうのかな。

例えば、改修する重点的な場所っていうのが明確になっているのであれば、教えていただきたいと思うんですが。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 特に重点的な場所といたしましては、基幹道路。具体的に言いますと八雲町役場、あと熊石の総合支所という部分で、早期に敷設替えを実施したいというふうに考えております。

ただ一方、町長からも説明がありましたけれども、最上位の水道ビジョンという計画が八雲町にはございます。これが令和7年度に計画期間が終了するというので、今後これを改定しながら進んでいこうというものでございます。それで、具体的に水道ビジョンの方では、水道管につきましては、先ほども説明いたしましたけれども、耐用年数40年になりますが、これを超えるものについても、機能が損なわれる可能性が低いということで、ビジョンの中では経過年数60年を迎えるという段階で更新をするという条件の計画でござ

います。

現在この残存する管で60年を超えるものというのは、八雲町には存在してございません。最大で経過56年を迎える水道管。これについては、今年度予算計上をして敷設替えをする予定でございます。

今後も年度の古い重要な管路を優先的に更新をしていきたいと考えているところでございますが、このビジョンの中でも令和17年度以降については、大量の更新時期を迎えるということから、今後は水道ビジョンのフォローアップ、検証で目標の達成度合いを再評価しまして、実際にあったビジョンで改定を進めていきたいというふうに、担当課としては考えてございます。以上です。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 40年が60年になって、そこに到達している管が八雲には存在していないとで、なおかつ、法廷で40年、八雲町で実際このぐらいまで持つだろうという計画を制作するというお話でした。

以前、熊石の方で結構漏水してるっていう話を聞いた覚えがあります。その管を直したという記憶があまりなく、例えば給水施設の更新だとかっていう予算をつけた覚えがあるんですけど、熊石の方は、八雲町側と比べてどうなんですかね。

○地域振興課参事（小笠原一信君） 議長、地域振興課参事。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小笠原一信君） 熊石地域の水道管に関して、八雲地域と同じような流れで説明させていただきます。

熊石地域において、40年をボーダーラインとしたときに、それを超えているものについては、6.3キロございます。そのうち、導水管が550メートルで、排水管については75ミリから150ミリについて、6.2キロの40年を超えている管路があります。

先ほども言っていました60年というのは、熊石地域においても存在しておりません。漏水に関しての熊石地域の現状といたしましては、排水管150ミリについては、下水道工事を行った際に同時に敷設替を行ってまして、ほとんどが管の更新は行われていると考えております。

それと、漏水している箇所については、いわゆる小排水管と言われる50ミリ以下の排水管が主で、50ミリ、40ミリ、30ミリとか、そういったものが40年を超えている管路で、その部分が漏水しているのが主で、そこを直して少しずつ漏水の対策をしているという現状にあります。よろしいでしょうか。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） まだ私が覚えている熊石側の漏水っていうのは、細い管でまだ続いているっていう状況でよろしいですね。

それは、ゆくゆくではないけれども、それこそ町長が一番最初に言ったように大切な水

資源なので、なるべく早急に改修して行ってほしいなと思います。

埼玉県の事故では、皆さん結構動揺した部分があったと思いますけれども、八雲でももうちょっと先延ばしではないですけど、期間があるということで、今年計画を作り直して新しいビジョンに沿って、計画的に改修していくということをお聞きしたので、少し安心してこの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。町営住宅の空き家について、でございます。

町営住宅の空き家が目立ち、その役割があまり果せていないと痛感しますが、空き家は何件になっているのでしょうか。

近隣住民の方々からなぜ入居させないのかとよく聞かれます。老朽化し近々取壊し対象である住宅であるとか修繕中であるとかであれば理解できますが、高齢者など民間アパートに入れず、住む場所に困っているときに入居できることこそ、町営住宅の存在意義であり、町の役割ではないでしょうか。

空き家にしておくよりは、ひとりでも多く入居してもらった方が、町と町民にとっても良いと思いますので、柔軟な対応で入居者を増やすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

町営住宅の空き家の状況についてですが、本年度5月末現在、八雲地域の管理戸数は360戸で、そのうち空き家は45戸であり、空き家の内訳としては、今後取り壊し予定や修繕に相当の金額を要するため、いわゆる政策空き家となっているものが33戸、修繕中及び修繕予定が8戸、入居可能な今月の募集分が4戸となっており、入居可能で空き家になっているものはない状況であります。

また、熊石地域の管理戸数は250戸で、空き家は100戸あり、内訳としては政策空き家が35戸、修繕予定などが52戸、今月の募集分が13戸となっております。

町営住宅の管理や入居の資格などについては、公営住宅法に基づいた、八雲町の町営住宅条例の中で入居の要件としては、世帯での入居、住宅に困窮している方、収入要件などが定められており、現在の八雲地域の空き家の状況を踏まえると、議員のおっしゃる柔軟な対応は適切ではないものと考えております。

しかしながら、熊石地域では民間の賃貸住宅が少ないことから、みなし特定公共賃貸住宅制度を活用し、一定の所得がある方でも入居ができるような対応をしておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 管理戸数、私が議員になって間もなくでしたか。それこそ、今の町営住宅の数で今後の人口減少を考えれば建てる必要はないというところから出発しましたが、現状、高齢化もあり、平屋の住宅をここ何年か連続で建築しています。なおかつ

古いところは、取り壊したりして、更地化になってきているのは見てもわかる通りです。

それで、なぜ空いているのに入居をさせないのかっていう、近隣住民の方々の話だと疑問にしか思っていないですね。空いているのは分かってるんですよ。それで、なんで入れないのかって。役場のほうに行けば修理中が8個あるんですけど、多分これを言われたのになって思うんです。修理中っていう回答なんですけど、私が聞いた中では3年空いているというのも聞いたんです。いや、修理中で3年っていうのはどうなんだろう。その辺の見解をお聞きしたいな。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 横田議員の質問で、修繕に数年かかっているというようなことだと思うんですけども、修繕中および修繕予定っていう、いろいろな事情がある場合があります。特許であって、親族が遠方において片付けが遅れてて、それで修繕も遅れている、というのがあります。

単純に修繕の内容が多岐にわたっていて、業者さんの都合もあったりだとかそういうのもあって、修繕が長引いているというのもあるんですけど、過去に修繕費用が相当かかるということで政策空き家、というくくりにして募集を停止していたところがあるんですけども、昨今、応募が多いということもあって、そこらへんも政策関係も見直しをかけて、築年数の比較的新しいものに関して、費用はかかるんですけども、費用を圧縮するために直営の手を入れたり、あと町の施設で解体だとか、そういうのが出た時に再利用できるものを利用してたとか、なるべく費用をかけないようにして直している物件もいくつかございまして、修繕に期間がかかっているというのは、数件ございます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 修理に時間をかけるか、お金をかけるかっていう話なんですけれども、そういう近隣の人たちからなぜ入れないっていうのは、多分お友達なり、知り合いの方から要望があるんだと思うんです。

今の答弁のように、要望があるので考えなきゃないという答弁があります。これは多分八雲町側が主だと思うんですけど、現実私もやっぱり町営住宅が空かないかって、入れないかっていう話をされるんですけど、募集してないものには入れないよ、ということしか言えないので、なかなかお年寄りに使いやすい住宅、それこそ出雲町あたりで行くと、上下で使う住宅で多分今後は、古いのであと10年もするかしないうちに取り壊し対象になるんでしょうが、それこそ町民センターの向かい側にあった町営住宅を全部解体しましたが、ああいう住宅が出雲町側にもあり、落部にもあり、野田生にもありっていうことで、どんどんそういう住宅の年数が経ち、耐用年数が終わっていくということになると思うんです。

この間、片付けをして、たまたま職員の方に新しいのを立つ予定はないんですかって聞いたら、この先はちょっとないですねってお答えいただいたんです。

そうすると、足腰弱ってそういう古い住宅の上下で使う住宅にいる方っていうのは、病

院に入るとか、施設入所するとかをしない限り、そこから退去できない状態っていうのが続くんですよ。そういう上下で使うところっていうのは、基本的に下には台所と居間しかない。台所と居間とトイレと風呂なんですけど、部屋というものがありませんよね。そうすると、どうしても階段を上り下りしながら、寝室に行かなきゃならないという、やっぱりお年寄りには辛い居住空間としか思えないわけです。

それで、出雲町の住宅ですけれども、たまたま2階ですけれども、上下で使わないタイプの住宅が空いているんですよ。空いてるっていう言い方は、さっきでは空いてないと言ったから何ともあれですけれども、修理中ということで、そこをやっと修繕して入りたいという感じなんですよ。

そういう新しめの、新しいじゃないな。平成になってからの住宅だと思うんですけど、そこはお年寄りの方でも共通の階段で2階の方へ行くんですけど、階段の幅も広いし、頑丈なコンクリートの階段なので、安心してとりあえず上ってるみたいですけども、できればそれこそ平屋の家をやっぱりお年寄りの方は希望するんです。

令和になって建てた平屋のタイプをやっぱりみんな希望していると。それは、担当課の方でも多分わかると思うんですけど、町営住宅が建てたところ、更地になってそこに平屋の住宅を建ててほしいくらいの要望があるんですが、今後、令和になって建築している平屋の建物を来年は無理にしても、その後建てるという考えはあるんでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 住宅の建設ということなんですけれども、現在八雲町の公営住宅と長寿命化計画と。これが令和3年から令和12年までの計画で、この中でも計画策定時、適正な管理戸数はいくらかということで、熊石、八雲合わせて580戸ということを目標に住宅建設をしているわけですけれども、建設の方はまず一段落して、今度建物の修繕の方に力を入れていきたいと思います。

それで、壊すものは壊していきたいと思いますということで、令和12年までの計画で管理戸数を決めているわけなんですけれども。今の議員の高齢者の方の足が悪いだとか何とかということで、ニーズ的には2階建てじゃなく、平屋の住宅ということを建設してくれないかということなんですけれども、現在の計画が今12年までということなんで、新計画、次期計画には、そのような状況も踏まえながら、また管理戸数の決定をしていくというようなことを考えていかなければならないな、ということで思っておりますので、よろしくお願い致します。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） その計画で580戸で、今現在が600ぐらいか。そのうち、政策空き家っていうのが65、70戸弱。戸数としてはね。でも、さっき言ったように、要は高齢者が生活しづらいついていう住宅も数えているわけですから、そこは生活しやすい、ちょっと新しめの住宅を早く改修して住んでいただいてっていう方策を取らないと、管理戸数だ

けで云々っていうのはいかなものかと思うんです。

それで、先ほど修理にしてもお金もかかるし、云々って言ってるんじゃない、やっぱりかかるものはかかるとしてやっていただきたいと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議員おっしゃる通り、やはり修繕にお金がかかるということで時間もかかるっていうのもあるんですけども、今後速やかな修繕完了という形で、現在八雲地域で8戸修理中および修理予定となっているんですけども、それらを早く使用できるような形でいろんな予算立て等、財政サイドで協議いたしまして、なるべく早く修繕を完了できるような形で、空き家を提供できるような形で持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 八雲町側は8戸で、1戸100万かかって80万とかっていう単純な話であるんですが、3月の予算書にはそういう明確な修繕の予算っていうのが要は見つけられなかったんですが、そこはどっかに書いてあるのかわかれば教えていただきたいなと思います。お願いします。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 八雲地域の修繕費用としては600万程度、修繕費用として計上させていただいております。その中身としては、入れ替え時に常に修繕というのが出てくるので、こういった修繕の方の予算立てという形ではしてないんですけども、通常考えられる入れ替え時の修繕ということで、600万という形で計上させてもらっています。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 600万見てるけども、それは通常の入居の替えの分っていう見積もりなんだろうけれども。でも修理中の8戸は、それからはみ出たやつですよ。それに対しての予算というのは、特に見てないということなんですか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） その通りで、600万の中でやりくりしているというような形で、修繕の方は進めております。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 600万でやりくりして、例えば先ほど言ったように3年間も修理中で空き家状態になってるっていう現状ですよ。

そこは、もう3年も経ってるんだから。なんだろうな。それ分の修理予算をつけなきゃ

いけなかったんじゃないかなと思うんですね。そういうのでいったら常にね、通常の入居退去の修繕で毎年 600 万弱だと思うけれども、それを使い切って、本来修理しなきゃならない分に回しきれてないというのであれば、修繕費をちょっと多めに予算で見なきゃいけないんじゃないんですかね。どうです。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） その通りなんですけれども、先ほども政策空き家としてのくくりを以前にしてたという物件をニーズがあるということで掘り起こして、去年から修繕していこうかということで、課の中で方針立てして今やってるんですけれども、そういう観点で予算措置ができなかったと。

今年度に関してはたまたま予算措置ができなかったということなんで、来年度以降、町の財政状況もありますので、財政再度とも協議して許されることなら、財政措置いただいで対応していきたいというふうに考えてますので、よろしくをお願いします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 八雲町側はそういうことで、私も理解しないわけではございませんのでいいんですけど、熊石側で先ほど答弁あった修理中 52 戸っていう数字なんですけど、これはどういう状況なんでしょうか。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） ただいまの横田議員からの熊石側の修理予定の 52 戸なんですけども、熊石側の方については、空いてる住宅がたくさんあるっていうのが現状であります。

実際に、現在募集かけてるのが 13 戸。それと、政策空き家が 35 戸、修理予定が 52 戸となっておりますが、これも空いてて、利用とすればいつでも使えるような状況です。ただし、修理が必要だと。修理については利用希望者があれば、その都度相談に応じて修理しながら入居させるというふうな対応をしてみたいというふうに考えております。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） ということは修理中の 52 戸であるけれども、軽微な修繕で入居させることができる状態であるということでの押さえでいいんですか。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 修理中ではなく修理予定っていうことで、今現在この物件の修繕費については、それなりにかかるっていうふうに考えております。軽微ではなく、例えば 10 万単位でかかると。ですので、修理していつでも入居できるようにするとすれば、相当費用もかかってきます。

それ以外に空き物件もたくさんありますので、そういう希望があれば、相談に応じてその都度修理をして入居できるというふうな体制をとっていきたいというふうに考えております。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） 今月募集予定13戸、これが埋まるかどうかにもよるんだということですね。それで、毎回町広報を見ている人はわかると思うんですけども、熊石側それから八雲側でいけば野田生ですかね。毎回募集というか、空いてますよっていうのが出るので、多分入居する方がいないのかなって思っているわけです。

そうなる場所のいいところ、八雲側でいけば、本当に場所のいい本町に近いところとか、こちらで行けば出雲町のあたりはそういう町営住宅街というか、まとまっているところで出雲通線もできたことで、移動もしやすいという格好で、そこへ集中的に皆さんが意識がいつているのも現実なので、八雲町側に行けば出雲町の目立つような空き家っていうのを早々に改修をしていただいて、熊石側については毎度募集してるけど、値段が高いのか入居者がいないのかわかりませんが、先ほどあったように、みなし住宅としての活用をさらに考えていかなきゃならないのかなっていうふうに思っているんですけども、その辺はいかがですか。

○地域振興課長（田村春夫君） 議長、地域振興課長。

○議長（千葉 隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長（田村春夫君） 熊石側の今現在の募集している13戸については、議員のご指摘の通り、例えば比較的新しい建物。熊石の中心地である雲石とか、根崎地区と折戸の新しい建物を募集してます。

ただ、あの入居希望者については、どうしてもやっぱり今住んでいる近くがいいという方もおりますので、それが52戸のうち該当するような場所を希望される方については、その都度、相談に応じて入居をできるようにするというふうに進めております。

あと、みなし特攻地の関係については、平地区で1戸と、今現在は雲石の方6戸、計7戸をその対象で入居しているような状況でございます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田議員。

○3番（横田喜世志君） わかりました。中身は、そういうことで今後修理についても、今年は予算要求していないと来年からというような話だったので、その辺はよろしく願いしたいと思います。

熊石側についてもなかなかね、長年住まれた地域から離れるというのも難しいかと思えます。それで、修理予定というものをうまく活用していただいて、長く居住していただきたいと思えます。

これで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千葉 隆君） 以上で、横田喜世志議員の質問は終わりました。

暫時、休憩いたします。午後2時20分に再開いたします。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

次に、三澤公雄議員の質問を許します。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） それでは、2問質問させていただきます。

子どもたちのまちづくりの意見を活かす仕組みを作ろう。

八雲町の子どもたちのすばらしい意見の表明を、これまで何度も聴いてきました。先日、八雲ライオンズクラブ主催の少年の主張八雲大会においても幾つものすばらしい主張が聴けました。これらを前にして思うのですが、いつまでも個々の意見表明でイイのだろうか。

子どもたちの社会の中で意見を出し合い、それらをまとめ、分野を問わずに政策提言として議会や行政に公式に届く仕組みが有ったのなら、八雲町のまちづくりに多いに役立つのではないか。これは、私の持論でずっと以前からこの仕組みが欲しいと思っていました。

今ある学校内の組織としての児童会や生徒会に、その機能を持たせるのも方法でしょう。地方自治は民主主義の学校という言葉があります。これを具現化するためには、子どものうちから、議論をして物事を進める経験を積んでまちづくりに関わる意義は大きいと思います。

八雲町の持続可能性を高めるには、子ども・若者という未来に生きる世代の意見を少しでも早く取り入れる必要性は私は高いと考えております。なので、子どもたちのまちづくりへの参画の仕組みを作るべきと考えますが、如何でしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは1つ目のご質問に、まず私からお答えいたします。

私も三澤議員と同様に、子どもたちの意見表明や提言をまちづくりに反映することは大変意義のあることだと感じております。

先日開催されました、八雲ライオンズクラブ主催の少年の主張八雲大会においては、私も発表の一部を拝見させていただきましたが、地域や社会について真剣に考え、自分の言葉で想いを伝える子どもたちの姿に心を打たれ、さらに、子どもたちの感性や発想の豊かさに、改めて可能性を感じたところでございます。

そして、こうした子どもたちの声をその場かぎりのものとせず、しっかりと受け止め、将来的に有効だと思えるものは、町政に反映できるような仕組みを整えていくことも、ま

ちづくりの質を高めることに繋がっていくものと考えます。

町といたしましても、各課が進めている事業内容にもよりますが、例えば、子育て支援の観点から申し上げますと、本年度から施行した、第3期目の八雲町子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの発想を取り入れながら、子どもにとっての幸せを考えた環境づくりの推進を基本方針に掲げ、本計画の策定時においても、当事者である子どもの意見を重視し、小学校高学年の子どもたちには、自分自身がどのような考えをもって生活しているかなどのアンケートを実施したところであり、今後も、こうした取組みを様々な事業に広げられるよう努めていきたいと思っております。

私も将来を担う子ども・若者の声は、今後の八雲町の持続的な発展に欠かせない貴重なものになると思っておりますので、こうした声を大切にし、子どもたちからも喜ばれる環境整備に努めてまいりますので、議員皆様のご協力もお願いいたします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 三澤議員の1つ目のご質問について、小・中学校及び八雲高校に関係する部分を私からお答えいたします。

八雲町は豊かな自然に囲まれ、歴史や文化、幅広い産業など多くの教育資源を有しています。しかし、人口減少など、町としての課題も有しております。子どもたちがまちづくりに興味をもち、町の発展について考えることは、重要と考えます。

先日開催されました八雲ライオンズクラブ主催の少年の主張八雲大会においても、子どもたちがそれぞれの課題と向き合った切実感のある主張に、私も心を打たれました。子どもたちがこの町について考えるうえでも、この切実感が重要となります。

そのため、八雲町では、小・中・高の発達段階に応じて八雲町について学ぶカリキュラムが組まれています。この町について学び、この町の良さを知ることによって、自分ごととしてこの町の課題について考えられるという流れです。

小学校では町内の多くの職場の力をお借りして、見学・体験・インタビューなどの学習を行っており、地域を知り、地域から学ぶ教育活動が展開されています。

中学校においては、職場体験学習や地域について調べ学習を行い、ふるさとの良さを町内外に発信する学習を行っています。

八雲高校では、全生徒が総合的な探究の時間において八雲町について課題研究を行い、発表会を行っています。さらに、その中の代表者が、町長と高校生の意見交換会に参加し、直接、町長に思いを伝えています。

教育委員会としては、このような子どもたちがまちづくりに関して考え、その意見を発信する仕組みを充実させるため、校長会や学校運営協議会と継続的に協議を行いながら、これら学校同士の取組に系統性をもたせ、ふるさとを愛する子どもたちを育てる教育の充実に取り組んでまいります。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 町長の教育にかける思い、これまでも聞いてきましたけれども、今回改めて聞きました。それを受けて、西田教育長、僕は初めてこの本会議場で対峙するわけですが、最初からもう西田教育長の方から、思いがけず八雲高校にも言及していただきました。

僕の質問の形としては、あえてそこには触れずに、ちょっと探りをどんなもんかなと思ったんですけど、教育長自ら高校の分野にも踏み込んで答弁をいただいたことを僕は本当に嬉しく思います。

これまで、八雲高校の取り組みも私も間接的に取材をしたり、当事者である高校生からも相談を受けたりしてきたんですけども。実は、その高校でやっている探究の時間っていうものを町の教育委員会がその仕組みを前任者の教育長がそれを活用して夢議会をなくした後に、それを参考にして広げていくみたいなことを言われたときに期待はしたんですけども、結局言葉だけだったんです。

僕のイメージとしては、高校でやっているあの探究の時間ぐらいなものは小中でできるっていうか、小中の方でその基礎っていうか、高校でまさしくやってるぐらいのことをやれば、八雲高校はもっと深掘りができると思うんですよね。

なので、本当に子どもたちの社会で築き上げたこう議論を形成してきた1つの考え方やら意見を大人の社会にぶつけるっていう、持っていくというルールがもしできているなら、小中学校でも。

そうすれば、高校生も18歳っていう投票有権者としての年齢が下がったわけですから、もっと具体的なものができるだろうと。社会の大きな仕組みが若い人の声を聞こうというふうな、投票年齢も下がったわけですから、もっともっと教育分野は社会に応じた仕組みになっていかなきゃいけないんじゃないかなっていうのが私は制度が変わったときには痛切に思いましたね。

だけど、今でもやっぱり小学校、中学校っていうのはこう控えめっていうか、児童会とか生徒会とか選挙で自分たちの組織の代表者なんかを作る仕組みは昔からあるんですけども、それはあくまでも自分たちの組織内だけの問題解決だけに使われている。

実際、本当に古い話で申し訳ないけど、僕らが小学生の時も立候補した児童会会長さんとか副会長さんの候補者は、やっぱり大人の社会をテレビ等で見てますから、私が会長になった暁にはこんなことをしますってね。子供の頃にできっこないと思ったことも、そういう夢を抱いてやる、向かっていくそれは選挙を大人の社会を真似て、子供の1つの特権でもあり、特徴だと思うんですけど、早く大人になりたい、大人を真似ていきたいっていう。

であるならば、やっぱりその仕組み、ルールの学校内のルールもですね。その児童会生徒会でもんで、そして1つ出てきた答えを上組織、つまり大人の社会に届けるっていう仕組みさえ作ってしまえば、子どもたちは真似事じゃないんですよ。もうその選挙だとかも。いずれ僕たちが大人になったら、この経験が生きると。あの時やったやつが大人の社会でも、またちょっと若干ルールは変わるでしょうけども、その延長線上で考えていける

って、これこそ探究学習であり、生きた主権者教育になると思うんですよね。

現状では全くそういう観点での進歩は見られない。主権者教育も形だけ。だから18歳になったときに慌てて付け焼き刃的なものですから、何をどうしたらいいのかわからないっていう子供たちの方が圧倒的に多いわけですよね。

僕の今回の問題提起は、今こそそういう反省に立って、主権者教育に結びつくためにも、それをあえて授業で主権者教育とやってやらないで、子どもたちの日常の社会で真似て学んでいくっていう、そういう形をとってすれば、カリキュラムにも余裕ができると思うんですよね。その分、他に時間回せますから。

そういったことも、先生たちの負担軽減にもなるでしょうし、そういったまちづくりの仕組みであれば、私たちもどんどん求められるなら中に入って行って、大人の社会ではこういうふうに行っているようだとか、話し合いで考えをまとめるっていうことも、実際、大人の社会でも苦勞している部分がありますから。

その大人の社会で苦勞してるって今僕言いましたけれども、なぜ苦勞してるのかって言ったら、僕たち議員になる、立候補した時も話し合いで物事をまとめるっていうことを体系的に学んできてないんですよ。大人でも。それは義務教育課程で、そういう過程を経てないからだと思うんですよね。

確かに班編成して、考えをまとめてってことは何がしかでやっています。やっていますが、僕の記憶の中でも物事を決めるときは多数決で。それで多数で決めていくっていう。それが民主主義だって習ってきてるけど、大人の社会では、僕は今の議会は、八雲町議会はそうじゃありません。

多数決で決めるんですけれども、なぜ少数意見が存在しているのか、少数意見の根拠は何だろうかということを丁寧に聞いているつもりなんです。そして、その根拠を皆で共有してでもどうなんだろうっていう、そういう時間をかけて多様な意見を拾うっていう言葉が、ここ数年間もう普通の言葉になりましたけれども、本当に多様な意見を聞いて、1つの答えを作っていくということの苦勞っていうのを大人で立場があってから経験しているっていうのは実情です。学んできてないんだもん。義務教育でもしっかりそれを習ってないし。

そういった問題意識が今の文科省や中央教育審議会だとかに、僕はないと思ってるんですよね。どっちかって、今でもやっぱり主権者教育とか政治に関わることは及び腰になっているように思うんです。

だから政治をいろんな政党政治だとか、そういった党派色の考えとかがつく前に、身近な問題として考え方の違う、多様な意見をどうやって1つの答えに結びつけていくのかというのは、子ども社会は子ども社会の中で経験していけば、大人になった時に変な誤解をして、大人になっちゃって困ったちゃんになっちゃうような大人は生まれないでしょうし、今大人になってから、大人の勉強してもがいているような現状だと思うんですよね。

ぜひ他の町村で取り組まなかったとしても、八雲町だけでも小中学生の子どもたち社会の考え方を大人に結びつけていけるという仕組みを今こそ作って、まちづくり人材に、い

いわゆる高齢化、少子化でまちづくりに関わる人材なんていうことが、僕らも慌てて今担い手講座なんかやってますけれども、まだまだ有権者に達してないけれども、そういった子どもたちが、子供たちの視線で町づくりを見つめていく、そういうきっかけを作るのは、やっぱり日常がそれに結びついていくということが大事だと思っているので、ちょっと長々と説明してしまいましたけれども、さらに問います。

今すぐにでもそういった、すぐってちょっと早急でしょうけど、子供たちの暮らしの中に大人たちに提言できる仕組みを作る意義は、今申し述べたように大いにあると思いますので、ぜひそれに組み込んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） いろいろと長くお話をいただいて、なるほどそうだなと思う部分もたくさんございました。それで、仕組みづくりということなんですけども、もちろん考えていかなければならないと思います。

ただ、自分の中でまだ三澤町議がおっしゃったことをイメージがすっかり共有できてないという部分もたくさんあるのは事実です。

まず、子供にとって一番身近な社会って何かなって考えたときに、それはやっぱり学校だと私は思っています。議員おっしゃる通り、日常生活の中で子供たちはいろんな課題を見出す。それをお互いに考えを交流し合いながら、納得解を見つけていくというような行動は、今の学校の中でももちろん行われております。

そして、我々世代も先ほど自分たちは義務教育時代にそういうことを習ってないというふうにおっしゃいましたけれども、授業とかではあまりなかったかもしれないけど、日常生活の中ではそのようなことはしてきたんじゃないかなというふうには捉えております。

ですから、子供の考えを町づくりに結びつけるというのは、とても大切な視点ではございますけれども、その前にやはり自分たちの学級、学校の生活、その問題を解決する能力、それをしっかりと資質能力高まるということが、やがて大人になって、それが町づくり、さらに広い枠組みの中で、力を発揮することに繋がるんじゃないかなというふうを考えております。とりあえず、お願いします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） ありがとうございます。まさしく今回開会前に西田教育長がこれまでの歩みの中で、八雲での教員生活の長さとかおっしゃった通り、今の発言でもとても参考になることが多かったです。それを踏まえて言わせてもらいますが、学校の中、子どもたちの社会イコール一番身近なのは学校だと。

じゃあ、学校を住みやすく暮らしやすく、自分たちにとって学びやすいところにするっていう意味での、そういった子供たちの意見っていうのは、じゃあ実際、学校運営にどこまで生かされているのかということで、聞いていきたいと思いますが、校長・教頭の時代が長かった管理職としても長く経験されているので、隙なく答えられると思います

けれども。

例えば、校則だとかいじめの問題だとか、僕ら議会でも取り上げて、国も動いて条例や法令があって、いじめ対策基本法だとかそれに基づいて、学校側からも教育委員会からもこういった形でいじめを把握しますよだとか言われています。

じゃあ、実際に当事者である子供たちの方から、いじめはこういうことがいじめだよねだとか、もっと相談しやすい体制を求めるとか、未だにこれ八雲じゃないかもしれませんけれども、拾い上げられない声だとかね。陰に隠れてしまっている、いろいろな問題点などが教育現場にあるってことは、子どもたちのそういった一番身近な社会である学校がクリアしやすくする上で、子供たちの意見っていうのは、逆に学校の中でもまだまだできてないんじゃないかっていうふうに思うんですけども、その点はどうでしょう。

そこから積み上げていくっていうのは、僕は先ほど答弁でなるほどなと思ったんです。じゃあ、そこを充実させていく上で、現状では課題がまだ多いんじゃないですか、と思うんですけども、やれてないことが多いんじゃないですかと思います。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 今、いじめの問題を例に挙げていただきながら、学校にあるいろいろな問題について、子供が声を上げられない現状があるんじゃないか、ということだと思うんですけども、学校規模等にもよって違いはあると思います。

例えば人数の少ない学校になればなるほど、自分の意見を近くにいる仲間や大人に伝えるっていう機会はあると思います。それが規模が大きくなればなるほど、なかなか自分の気持ちをSOSを外に出せないっていう場面も出てくると思います。

ですけども、それらの学校規模にある課題については、それぞれの教職員がそれを改善するためにどうしたらいいかということを考えていると思います。例えば、言えないのであれば、機会的に教育相談をする機会を設定するとか、そういうような取り組みが実際に行われていると思います。

そのような大人の仕組みを通して、子供の気持ちをこう吸い上げるっていうか、そういうようなことを学校の先生方は努力しているところだと思っております。あとは、もっともっと自由に自分の意見を仲間であったり、親であったり、教師に伝えるという部分については、これは子供一人ひとりの性格とか持ち味とかそういうものもございますので、一律にこういう方法がいいとは言えませんけれども、まずは言う側だけではなくて、聞く側がしっかりと聞くということにも合わせて、力を入れていかないと三澤議員が言ったような、これからの課題はなかなか解決が難しいんじゃないかなって考えているところです。

ちょっと他にも聞かれたことはあったと思うんですけど、とりあえずお答えします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） まさしく聞く側。そして、聞く側っていうことでいけば、先生たちには余裕がないっていうイメージが僕たちにはついているんですよ。それを改善して

いくことも、もう1つやっっていかなきゃいけないと思うんですけども。だから、この子供たちの声を聞くっていうのも、学校側の努力はもっともっとやってほしいし、そこで練習を積むのが一番だと思ってます。

でも一方で、学校側が忙しいってこともありますから、もう1つのパイプとして、町や議会に学校の中で改善できる問題、改善しなきゃいけない問題だけでも、私たちの考えてことで発信できる道筋があるとすればですよ。あったとしたら、今度は大人の中で子供たちの問課題が共有できるんですよ。学校以外で。

そうすると、解決して応援が足りないなら応援しようじゃないかっていう形で、教育行政にも応援の体制が町や議会からもできるでしょうし、子供たちも1つしか訴える先がないんであれば、多忙とか何かでなかなか物事が解決しないときに、つい私たちの声は届かないんじゃないかっていう勘違いも場合によってはするかもしれません。だけど、複数声を届けるんであれば、1箇所にももの言うよりも、先ほど言ったように大人の連携もありますし、課題としてその重要度の認識もポジションによって違うでしょう。

また、大人の世界での切磋琢磨というのか、競争っていうのか、他にもこの声が届いているんじゃないかっていうことも、刺激的な言葉を使えば、けん制ということにもなりますし、だから、子供たちの声を複数の箇所で受け止めて、それをまちづくりの政策に生かしていく。目先の問題として、学校内の改善に生かしていくっていうのは、僕はぜひやってもらいたいなど。一番は学校だと思ってますよ。

学校の中でそういった訓練っていうか、積むっていうのは、1つの興味深い例として、八雲中学校の大規模改修。僕ら議場で話したときには、冷暖房を入れるっていうのは、なかなか議場の中でも上手な教育委員会側の答弁があって、進まなかったんですけども。

ある時、学校に取材に行って、生徒会の子供たちにこういうことを今議論している段階なんだよって。それで、僕たちはね、冷暖房も必要な時期だと思うんだよって言ったら、子供たちはすぐ今のタブレットを使って学校内全部のアンケート調査をとって、子どもたちの希望というものを僕ら議会に持ってきたんですよ。

それで、我は子供たちの直接的な訴えですから、それをまた教育委員会にも、議論をする場面で持っていったと。そうすると、あれよあれよと大規模改修の工事期間に間に合うように、それが話が進んでいった。子供たちの希望がかなったという。僕は、これはとっても大きな成功体験に関わった子供たちにとっても、その世代の生徒会の役員さんとお会いすると、今でもそのことは言ってくれます。もう僕らは、本当嬉しいです。大人に声が届いたっていう成功体験だったと思うんですよ。

それが、学校の中で上手にできているんなら、これからもそれをしっかり大事に、もっとももっとしっかりやっっていくって言うのであれば、それもいいでしょうと思うんですが、学校だけに負担をかけたくないと。

なので、私たちや行政の方にも子供たちの声が届く。大人の側でも、教育委員会を通さずして、子どもたちの声を共有できるっていうふうになれば、1つの分野に負担がかからないし、子供たちにとっても成功体験が早く積めるんじゃないかなと、今やりとりしながら

ら、こういう今言ったような表現だと伝わるかなと思って、ちょっと言葉を変えてみました。どんなものでしょう。学校内で解決するということが一番だと思っています。思ってますけども、ぜひ私たちも関わりたいと。ちょっと私たちっていうのは大げさなんですけどもね。

私は、議会人としても関わるべきだと思っているものですからね。ぜひ我々議会、そして行政にも子供たちの声が直接的に伝わる仕組みってことを今こそ作るべきだと思います。重ねて答弁をお願いします。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） ありがとうございます。学校は今、関係機関と連携を取ることが大切だってよく言うんですけども、そうは言いながら、やっぱり学校には保守的なところがあって、なかなか積極的に一步踏み込めないというところも正直なところありますし、私も学校現場が長いので、学校を守りたいという思いは人一番強いのかもしれません。

そのような中で、先ほど三澤議員の方から、学校だけではないという言葉がありながらも、やっぱり学校が一番だと思ってますよというお話は、私はすごく嬉しいなと思って聞かせていただきました。また、発言の中にあつたパイプをどんどん増やすということも、その通りだと思います。

子供たちにとって、信頼できる大人がたくさんいればいるほど、私は絶対に子供たちにとって幸せにつながる事だというふうに考えております。

ただ、その反面、もし可能であれば、学校に任されていることを子供たちが一生懸命取り組むその先に大人とつながるといいますか、そういう仕組みはすごく大賛成と言いますか。

反対にその出口が決まってるっていうか、例えば、先ほど三澤議員のほうから町づくりというような話がありましたけれども、出口がなんかこう、固定されているところに持っていかなければいけない、紐付いているようなことであると、学校はちょっと苦しくなるかなっていう気持ちがしております。

ですから、できれば学校からのオーダーがあつたときに、すぐつなぐところがあるといえますか。そういう状態の方が、どちらかという望ましいのかなというふうに思っております。学校とは別に、こういうところがあるから、子供が学校の知らないところでつながっていたっていうふうになると、ちょっと難しいかなっていう気持ちがしております。言ってることわかるでしょうか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 分かりますよ。本当に正直に教育長述べられた学校に長くいたから、学校を守りたいっていう気持ち。その表れの1つだと思いました。学校を応援したいんです。

だけど一方で、あと言葉の使い方、自分自身まちづくりバカなんで、日常の生活イコ

ールまちづくりだと思っておりますから、ついついまちづくりって言葉の受け止め方って人それぞれで、すごく重たく考えられちゃうと、今言ったような答弁になるのが普通かなと思っております。

日常の困りごとでもいいから、なんていうかな。子供たちの発信を教育委員会だけ、学校が独り占めしないで、僕たちおじさんも聞きたいよってというのが正直なところなんです。個々の意見は聞けます。取材も無理しいかもしれませんが、若者の中に入って行って聞いていく努力はこれまでもやってきたし、これからもやる努力はしますけども。

でも、公式な仕組みとして大人に。繰り返すようですけど、大人の社会に届くってことは、僕は本当に学校の足を引っ張る、学校運営者にとって、マイナスになるようなことではないと思うんですよ。

その認識に若干差異があると、このことは進まないのかなと。現にこれまで、特に前任者ではこの話はなかなか共有できなかったものですから、今日の受け答えを聞いてみて、今日はまだ教育長とは初めてこういう公式の場でやりとりなんで、正直に現状をお話ししてもらえる方だというのが、十二分に分かりましたから、ここまでの答弁を持ってでも僕は、今まで以上に期待はできるかなと思っています。諦めません。

子供たちの声が、直接大人の社会に届く仕組みってものは、僕はこの必要性は、これからだから余計必要だと思っておりますので、またいろんな形でこの話するようなことになる前に、一歩でも二歩でも進むことを期待して、この質問は終わりたいと思います。

ぜひ今日ここまでの答弁を聞いて、繰り返しますけども、西田教育長には期待大と抱きました。ぜひ子供たちが、八雲っていい町だなと思える、そういった教育環境を信頼できる大人がたくさんいる町だなと思ってもらえる町に近づくように、1つよろしく願いいたします。

それでは、2問目いきます。声無き声にも耳を傾ける町である為に質問いたします。

八雲町犯罪被害者等支援条例の等は何を示しているのか。

上文では、この等は、犯罪により害を被った者およびその家族、または遺族、町内に住所を有する者をいうと説明は書いておりますけども、私はこの等の中には被害者なのだけけれども声を上げられない人たちを含むために付けた文言と考えたい。

私達の暮らしているこの社会では、被害に遭ったのだけど、声を上げられない方々が一定数、存在しています。

被害に遭われた方々にとっては、声を上げると暮らしにくくなる社会だ、という証左だと私は思います。条例の目的には、安全で安心して暮らす事ができる地域社会の実現に寄与する事と明記されている以上、僕は八雲町では声を上げられていない、犯罪被害者には、何か手立てを用意していくべきだと思います。

ぜひ、しっかりとしたプライバシーを守る相談窓口やケアが出来る窓口を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

八雲町において、今年の4月から施行しております、八雲町犯罪被害者等支援条例における、犯罪被害者等の、等につきましては、条例第2条により、犯罪等により害を被ったご本人のほか、そのご家族、ご遺族として定義しているところです。

犯罪による被害は、被害者本人だけではなく、その周囲の方々にも深刻な影響を及ぼします。特に、ご家族やご遺族につきましては、被害者の痛みや苦しみを直接的に感じる立場であり、精神的な負担や経済的な困難に直面することから、被害者本人に併せて支援を行おうとするものであります。

また、犯罪被害に遭ったが声を上げられない方々への支援につきましては、当町で相談窓口を設置していることの周知を町広報誌やホームページで行っていくほか、SNSなどのデジタルツールを活用して、声を上げづらい方々に対して、相談しやすい体制づくりを検討してまいります。

被害者が安心して相談できる環境を整えるとともに、相談を受ける職員につきましては、警察庁や北海道が実施する実務者研修や、インターネット上で受講できるオンデマンド講習を受けることで、相談体制の充実と適切な対応を心がけてまいりますので、よろしくお願いたします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 通告文書に付加して質問させていただいたんけども、趣旨は変わってないので良かったなと思って、注意深く町長の答弁を聞いておりましたけど。要するにこの条例の範囲内では相談できる窓口を作っていると、また声なき声に関しても、同じ相談窓口で対応できるというような答弁だったと思うんですけども。

この相談を受ける方、受けるポジションっていうのはどういうところでしょうか。例えば僕のイメージでは、総合病院には精神科もありますから、そういった医療的ケアも含めて、求める人が自分のケアを受けられる体制なのかなっていうことをちょっと確認したいと思うんですけど、相談を受ける方っていうのはどういった方でしょうか。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 相談を受ける立場といたしましては、住民生活課の中にあります、社会係の職員が相談を受けるという体制であります。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 相談を受けるっていうのは、すごい重荷なんですよ。場合によっては、本当に親身に相談を受ければ受けるほど、自分の方が参っちゃってということもあると思います。そういった意味で、相談を真摯に受け止めれば受け止めるほど、組織として十分にケアしなきゃいけないのかなと思うんですよ。

なので、そこが十二分にプライバシーも守られて、そして想定以上の相談を受けること

もあると思うんで、どうでしょう。そういうことにも対応できる場所なんですか。

その係の人は、研修も受けるということは町長から言われましたけれども、2重3重の、例えば、その人自身も受け止めきれずに相談する先があるのかだとか、チームとしてそこは機能しているのだろうか、ということをやっと疑問に思いましたので、お尋ねします。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） この条例は、ご存知のように4月から施行しております。これに合わせて課としては、4月号の広報で町民の方に向けて、この制度の概要を周知しております。

今やっていることは、今その一点だけなんですけれども。一番必要なことは担当職員が研修を受けて、いろんな犯罪被害者の声を、経験と言いますか、どのような状況だったかということの事例をまず蓄積をして、そしてどのような対応を周りの町では行ってきたかということの経験を蓄積をして対応していくことが必要だというふうに今考えております。

ですので、こちらといたしましては、まずは担当職員の育成を今年はやっていききたいというふうに思っています。その他につきましては、道の方も計画というものがありまして、それに基づいて、いろんな事業を犯罪被害者支援の事業を実施しておりますので、道の事業と連動する形で支援の推進、計画の推進というか、そういう部分を図っていききたいというふうに思っております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） まず育成をしていくということ。ここは丁寧にやってもらいたいなと思うんですけども、一定の答えをもらった上で、各論。得意な例と思われるかもしれませんが。

先日NHKの教育テレビで、今年の新番組で、t o i t o i っていう番組があるんです。この中で、その日の題が声を上げてもいいですか、という代だったんですね。ちょっと興味を持ったんで、たまたま録画しておいたんですけども。

今回のこの条例問題提起したのは、犯罪被害者に対しての条例だけれども、声なき声にも拾って行って答弁を受けたから言いますけれども、このt o i t o i の中では、性犯罪の被害に遭われたんだけど、その認識がなかなか持てなかったり、また声を上げられなかったりして、いわゆる犯罪被害者にはなっていないんですよ。

だけど、間違いなく私はその被害を受けたっていう方々、その中のある1人の人が親しい人にそういうことを打ち明けたら、実は私もとか。そのまた相談を受けた人が実は僕もとかで、これを統計的に数字に落とすと、1万4,000人のこの町で行ったら数十人が、性被害に遭ったけれども、その認識がなかったり、ちょっと時間が経ってからその認識を持ったり、声を上げられなかったというふうに該当する恐れがあったんで、この条例に関わって質問してみようと思ったんです。

それで、なぜその人たちが声を上げられなかったかって言ったら、声を上げると、今の

この日本の社会はバッシングを受けるんですよ。そんなところに行ったんだから、あんたが悪いみたいな。そんな服装してるから、あんたが悪いんだとか。または、お前みたいな不細工なのに誰が手を出すかよだとか。そういった、なぜひどい目に遭った自分がまた責められなきゃいけないのか。

一方で、被害を訴えたとしても訴えた先でまた根掘り葉掘り、思い出したくないことを掘り起こされるだとかね。本当に性被害っていうのは、男も女ももう人間性が根本的にこう否定される事件だと思うんですけども。極端な例かもしれませんが、こういったこの社会では、まだまだ声を上げられないっていう人たちの声も引き受けるっていうぐらいの覚悟を持って、その相談窓口を運営してもらいたいんですよ。

僕はそういったこともこの町が生き残る、持続可能な街になる1つの方法だと思っています。いわゆる、社会的に弱い立場にいる人たち、声を上げられない人たちが相談できる町なんだというふうに思ってもらえるってことは、暮らしやすい町づくりの一步でも二歩でもあると思いますので、ぜひ研修をする、これから育成していくって言うのであればそこも、今言ったようなことも、視野に入れてもらいたいと思うんですが、ここまで聞いた上でご感想を1つお願いします。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） この条例は、犯罪被害者のためのものですが、もっと平たく言えば、弱い立場の人を守るための条例ということになりますので、声を上げられない方については、やはり町として、警察としてもそうですけれども、その方を認知をしなければならないと。それで認知をして初めて、この条例に基づく支援を行うことができるというふうに考えています。

ですので、声を上げられない方が相談をしやすい、町に対して、警察に対してもそうなのかもしれませんけれども、町に対して相談をしやすい窓口に来れない、当然、そういう被害に遭われた方については、窓口に来てお話しするということはできませんので、いろいろなインターネットっていうか、SNSとかそういうものを通じて相談できるような体制というものを構築していけることができるように、努めていきたいというふうに思っております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） ありがとうございます。期待しております。

一方で今言ったようなこと、要するにそこまで範囲を広げているんだよ。この条例はそういった中身だよっていうのは、これまでの周知の仕方では十分ではなかったと思うんで、さらに工夫が必要だと思いますが、そこはまた難しい問題だと思いますけれども、ぜひ丁寧にそういった声なき声も拾える機関だということを、1人でも多くのできれば全町民に理解してもらえるような周知をお願いします。

それで翻って、教育長、僕がなぜここで性被害の問題を取り上げたかという、前任者

には言っても言っても響かなかったんですけども、答えはいい答えもらったんですよ。

包括的性教育。一向に現場の中では、部外者の協力を得て進めているんですけどもいるって回答なんですけども、部外者にばかり負担が偏っているような。

一方で、包括的性教育っていうのは、先ほども言ったような社会がまだこういったレベルだよってことで、いくつか例を挙げましたけども、男女の要するに経常的違いだけではなくてジェンダー人権、そういったものをしっかりと小さいうちから分かってもらうための包括的性教育っていうことなんですけども、なかなかそれが前任者には現場まで十分に届いてないのか、まだまだ進んでないように思うんですよ。

今、社会がまだそのレベル。ジェンダーの指数でも、世界的に遅れているということは示されてはいるんですけども、男の立場も女性の立場もなぜそういった男女の性があるのかだとか、そういったことを広く人権に基づいて教えてもらえる包括的性教育を本当に子供のうちから進めれば、今大人で追いついてないこの社会も若い人たちがどんどん社会に行く間に、上手に薄まっていくと思うので、欠かせないことだと思っているんです。

なので一刻も早く、そこは遅れを取り戻すことをやってもらいたいと思うんですけども、西田教育長の立場で性教育の現状の認識、僕はまだまだ不十分だ、包括的性教育まで、まだ十分に進んでないというイメージを持っているんですけども、ぜひそこは追いついてもらいたいと思いで、この質問の中で回答を求めます。どうでしょう。

○議長（千葉 隆君） ギリギリね。

○8番（三澤公雄君） ギリギリ。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 包括的性教育ということで今お話をいただきました。確かに学校教育の中の性教育を見たときに十分かといえ、それは十分でないところもたくさんあると思います。

一方で、なかなか難しい問題もございます。例えば、子供が家に帰ると親がいるわけがございます。親すべてが性教育をもっともっと進めてもらいたいというニーズを持っているかって言ったら、そうとも限らないケースもございます。

前任がどのような回答をしたか、ちょっとわかりませんが、やはり私たちとしては説明責任を果たせるものとしたら、よりどころになるものが必要で、それはやはり学習指導要領ということになります。

ですから、学習指導要領を超えるときには、それなりのきちんとした根拠を持って、それぞれの学校は進めなければならないと思いますし、それからある学校では、性教育はすごく力を入れて進んでいる、ある学校は普通であるとか。ある学校は遅れてるとか。そういう町内における学校間の差っていうのは、できるだけない方がいいということはお理解いただけるのではないかなというふうに思うんです。

ですから、特別性教育だけを前に進めるっていうのも、なかなか難しいっていうのが実際のところなんです。その中でも、町内の外部講師をなるべく招聘して、そういう専門家、

専門的知識のある方に指導してもらおうということは、町内のそれぞれの小中学校で行っているところでございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） ギリギリついでに再質問。

性教育、学校のことだから学校現場で学校教育、っていうふうに僕は限らない。今、答弁の中に、子供たちがうちに帰ったら家庭があるっていうのであれば、社会教育の分野でも社会教育団体なんかを通じて、現状を進めていきたい包括的性教育についての誤解なんかを、大人の側にも解くっていうことは、十分やってもらえることだと思うんですよね。その指導要領の範囲内であっても。

今、中央教育審議会は、次の学習指導要領の編集しているっていう作業工程を聞いてますけども、文言の中でも、包括的教育を進めるっていうことは出てきていると思いますので、ぜひ教育委員会一丸となって、要するに今、社会の中で犯罪被害者っていうことを問題提起した時に、取り上げ方ですけども、こういった性被害のことを考えたら、なぜそういう性被害と二次被害が起こるのかって言ったら、社会が遅れてるからなんです。

女性に対しての性の認識が著しく、世界標準からも遅れていると僕は思っています。なので、そこを補うためには、社会の側にも、教育委員会であっても、タッチできる社会教育があるんですから、ぜひそういう観点で遅れている、まだまだ足りないという認識であるならば、もっともっと学校現場に頼らなくてもできると思っておりますので、ぜひそういった進め方も1つよろしくお願ひしたいと思っております。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） ありがとうございます。社会が遅れているという言葉、私は先ほども繰り返しになりますけれども、子どもにとっての社会は学校だと思っておりますので、学校も遅れているという認識で見えていかなければならないというふうに思っています。

一方で、包括的性教育については、学校だけが担うものではないし、当然今社会教育というお話もありましたが、その前にそれぞれの家庭には親がいるわけですから、親による性教育ということにも目を向けていかなければならない、というふうに思っています。

そこで、研修なり学習する機会として、社会教育が何かの授業を設けるっていうことも考えていかなければならない時代が来たのかなというところに、ちょっと気づいたというのが現状でございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○8番（三澤公雄君） 今の質問の枠内ではこの辺が限界だと思いますので、10分を残して残念ですけども、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（千葉 隆君） 1回目だから。

○8番（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 以上で、三澤公雄議員の質問は終わりました。

暫時、休憩いたします。3時30分から再開いたします。空気入れ替えて。

休憩

再開

○議長（千葉 隆君） 引き続き、一般質問を行います。

次に、大久保建一議員の質問を許します。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 空気が変わったところで、いきたいと思います。

八雲町に道の駅をつくろう。

私は令和4年第4回定例会で、八雲町には、物産の発信基地と観光拠点として、道の駅は必要という一般質問を行い、町長と議論いたしました。

町長は、農産物や海産物を身近に売れる場所を作った方が良く、かなり思っていますので道の駅を実現したいと答弁してくれました。

それに対し、私からはできれば今任期中に何かしら形になるような進行具合でやって欲しいと最後に注文を付けて、その質問を終わりました。

しかし、現在までその構想が進展しているようには見えません。

再度その必要性についての認識と、また、市街地中心部の津波浸水予想区域に対する防災機能も兼ね備えた道の駅をつくることはできないか、町の考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、大久保議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

令和4年第4回定例会のご質問でもお答えしておりますが、道の駅の設置につきましては、選定場所に議員と若干の相違はございましたが、基本的に必要性は感じているところでございます。

そこで、当町の状況を見ますと、ご承知のとおり、町内随一の集客を誇る、噴火湾パノラマパーク敷地内には、地域の特産品や情報を全国に発信する情報交流物産館丘の駅を町が設置しているところでございます。

そして、この丘の駅には連日多くの観光客が訪れ、形態は多少異なるものの、道の駅と同等の役割を果たしている状況にございますので、今後、新たな道の駅の設置を検討する際には、コンセプトを差別化するなどの必要があると考えます。

また、防災機能を備えた道の駅の構想につきましては、以前私がお話しました、新庁舎周辺への設置を思い描いているところでございますが、さらに、北海道新幹線札幌延伸開業の遅れをチャンスと捉え、新駅周辺への可能性も探りながら、遠方から訪れる方々だけ

でなく、町民も楽しめる施設整備を目指していきたいと思っております。

いずれにしても、まだ私の構想段階のものでございますので、具体にお示しできる状況にありませんが、この先の新幹線札幌延伸開業の効果は非常に大きなものになると感じておりますので、引き続き、早期開業に向けた要望活動とともに、開業効果を反映した観光客の動向や、物流と交通量の状況を見極めつつ、運営を担う民間団体等も含めた議論に入っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 町長の答弁でいけば、じゃあ八雲の物産を売ったりだとか、加工品でも売ったりだとかっていう部分は、一致を見れるのかなと思います。意見は一致しているのかなって、そういう場面はね、道の駅なんかがあると他の駅と差別化がきちんとできたら、いいかなっていう話ですよ。ただ、認識の違いとすれば、場所だとか、そういったものということですよ。

私の情報が正しいかどうかかわからないですけど、ネット等で調べると八雲町っていうのは国道5号線、これの通行量っていうのが、ものすごい八雲町にとっての宝だと思ってるんですよ。

ちなみに町長は新幹線駅が開業すれば、そちらの方に防災道の駅っていうこともあり得るって言いますがけれども、新幹線駅に来るお客さんって、新幹線に乗るお客さんですよ。新幹線に乗るときに、町長は道の駅よってお土産買いますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 単純な質問なんで答えますけれども、新幹線の駅に行くと道の駅があったら、多分東京とか札幌に行くときにはお客さんに八雲のものを買って行く可能性は大きいと考えます。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 可能性はあるということで、分かりました。

道の駅を利用している私の主観ですよ。主観ですけども、JRを利用されるとか、新幹線をこれから利用される方よりも、車で旅行している人なんですよ。ターゲットは。

今担当課で把握しているかどうかかわからないですけども、国道5号線の通行量と277の通行量というのは、どれくらい違いがあるんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○議長（千葉 隆君） 数量ですね。完全には国道5号線がどのぐらいの交通量があつて、277号線がどのぐらいの交通路とちょっと把握してませんが、単純に考えても10倍以上の差があると思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） 調べたところによると、277はわかんないですよ。国道5号線は24時間の通行料で9,300台、1万近く通行量があるんですよ。1万ですよ。その10%としても1,000ですよ。それで、1台に1人乗っているとは限りませんから、そこに10%の車が寄ってくれるとなって、1台平均に2人乗っているとするだけで、2,000とかそこら辺になりますよね。

なので、八雲町にとっては国道5号線っていうのは、ものすごい宝物なんですよ。八雲町は今までも、いいものはありますよ。美味しいものはあります。いい加工品もあります。ただ、アピールが下手ですよって言われてきたのは、町長も十分ご存知のはずです。それを最大限魅力を発揮できる、発信できる場所が道の駅だと思うんですよ。

それで、令和4年私が質問したときに、かなりの数道の駅があったんですけど、今でもまた増え続けていますし、近隣町村で行けば江差町もまた新たに。もうすでにあるにもかかわらず、またさらに作るっていうことをしてます。

道の駅っていうのが作ればいって言うだけだとは、私も思っていない。現存している道の駅の大半が赤字経営だということも知っています。ただ、それは赤字だからダメだとか、そういったことではなくて、地域の魅力を発信できるっていう場が備わっているだけで、八雲町の生産者にとっては、ものすごいプラスになると思うんですよ。やりがいになってくると思うんです。

そこら辺はどうお考えでしょうかでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 道の駅、八雲の物産、特に各道の駅を見ますと野菜だとか、我々でいけば海のものだとかそういうものが、地域で売られている、その道の駅で売られている。それまた地域の人も買いに来ているし、通りすがりの国道であれば国道から降りて、買いに来ているという現状であります。

これについては、町だけが頑張るんじゃなくて、民間の生産者とか、そういう販売だとか製造しているところと一緒に組んで構想を練らないと、町が一生懸命頑張ってもそれはなかなか生産する人が今日はあったけど、明日はないということにはなりませんので、春から春まで1年とおして売るのが定期的にやっぱりきちっとしていることが大切だし、またそれを町が運営するってことにはなりませんので、やはり民間団体が運営していただくと思っています。

ただ、道の駅構想で大久保議員と私はあった方がいいというのは意識してますので、これはやはり商工会だとか観光物産協会だとか、農業団体だとか、その辺と一回詰めて、どんなことができるのか、さらに国道5号線、確かに交通量多いです。

そしたら、自分も昔は今のプレハブが立ってる漁協の前が一番いいだろうということまで構想、それこそ町長になる前、商工会の中でいろいろもんだことがありますけど、今、プレハブ建っちゃったんで、なかなかあそこの場所はダメだということになると、なかなか、

国道ふちにそういうことがあるのかというのは、ちょっと今のところ考えにくいと。

さらに国道のふちってというのは、ほとんど大久保議員がいつも心配してる浸水区域になりますので、そこに設置するのは防災から考えたら、ちょっと5号線から外れた方がいいのかなっていうのもあるし、大久保議員がおっしゃっている通り、外れたりしたら、その人たちが来るのかといろんな問題がありますので、やはり一回ものをなんか作って検討したり、そこに今度は予算をつけて、計画・構想をまとめていくことをしなければ、なかなか進まないなと思っています。

それで、先ほど言ったのは、私の考え方でいうと、今の庁舎のところに作ろうというのが私の考え方で、庁舎もちょっと遅れてきたんで、これは、やっとお盆明けには発注できるものですから、来年あたりから庁舎の脇の空いてる土地、また徳川公園の活用あそこにまた、資料館等でも入りますので、その辺の全体の計画構想を一回まとめてみようということと、新幹線の営業はご存じの通りいつくるかわけわかんなくなりましたがけれども、38年とか40年、これから13年、15年後なんで、そっちは今すぐ道の駅を作るということになりませんので、その辺の議論を深めていきたいと思っていますので、これは、町だけでなく民間も一緒になってやっていきたいなという考え方がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） すみません、ご理解できません。

町長が言うとおり、役場がすべてを担うわけではないというのは、それはわかっています。ただ、箱をみんなが活躍生産者だとか、加工業者だとかが作ったものを集めて販売したりだとか、魅力を発信する箱を整備するのは町の役割だと思っています。

それで、その運営を担うのは、町長の言う通り、観光物産協会だとか、あるいは木連だとか、その役割を担ってくるんだと思っていますので、やるべきだと思っています。

それと、町長は防災の観点のことも言及してくれましたけれども、防災のことで町長は浸水区域だから、線路より下はちょっと考えられないんじゃないかというお話はしていましたけれども、浸水区域内に落部の消防署を建てるといった、町長とは思えない発言なんですけど。同じなんですよ。

落部の消防署と同じ発想です。町長が言ってるのは防災道の駅にしようって言ってるのは、生き残った人たちが集う場所のことを言ってますよね。そうなんですよ。私が言ってるのは一時避難所。生き残るために集う場所。それをなんとかできないのかって、道の駅の機能をつけた一時避難所を作れないものなのか。

今現在、防災計画があります。避難計画もあると思います。危機対策課が一生懸命やってくれていますけれども。内浦町、豊河町、東町の現実的な津波対策として、一時避難場所ってというのは確か私の記憶の中では、相生公園だとか、町民センターになっていると思います。災害の時は、車を使わないで歩いて行ってくださいってお願いもしますよね。

現実的にお年寄りが線路の上まで歩いてたどり着ける、一時避難所までたどり着けるも

のだとお考えでしょうか。その辺、考えを聞きたいです。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私は、内浦だとかあの辺は一時避難所にならないだろうと思います。あくまでも、津波の浸水の来ない今の役場庁舎とかその辺だろうと思います。全般も、日本海側では3分、5分で津波が来るというような状況でありますので、逃げるのは大変苦勞しますけれども、太平洋側は40分、50分という時間がありますので、その中で大久保議員さん、私は歩いて十分浸水区域から出て、歩けるものということで私は考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 私たち議員側も災害対策について、去年、東北をぐるっと見てまいりました。東北の大震災で津波にのまれた地域をぐるっと見てきましたけれども、災害に遭った被災された方が避難所として使うところと、災害が今来ましたよ。一命をつなぎ止めましようってところの一時避難所ってというのは、明らかに別に作ってるんですよ。

だから、津波で水をかぶった場所も所々高台作ってましたよね。建物を作ってました。いざという時に2階、3階まで逃げれるタワーのようなものを作ってました。そういう構造ってというのは、下があえてガラス張りで波が抜けるような作りでした。波が下を抜けるからこそ建物に被害が来ない。

実際、そういう被害に遭ったところがそういう建物をつくって、まず命を助けましよう。まず自分たちが助かる努力をしましよう。波が引いてからきちんと食料、非常食とか蓄えられた場所に行って、避難者が身を寄せ合って、なんとか1週間、2週間頑張って過ごしましようっていうものがあります。

だけど、やっぱり波をかぶる場所でも逃げる場所が必要だと思います。町長はだいぶ離れたって言うのかもしれないんですけど、私は防災機能も兼ね備えた道の駅を一時避難所になり得る道の駅を、内浦なり豊河なりそこら辺に作るべきではないかっていうお話なんです。

それで、町長は場所がないからよって言いますけれども、こういう時の土地収用なんじゃないですか。私はそう思ってますけど。その必要性についてどう思いますか。もう一度答弁をお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私は浸水区域が、一次避難所にも二次避難所にもならないだろうと考えています。

それで、津波にあって、もし津波が引いたとしても、その津波が引いた場所にはやはり避難はできないだろうという認識をしています。大久保議員さんが、多分東北に行ったの

はもう5年も6年もたった後かなという気がしますので、私も町長でもないし、何もないときに東北はしょっちゅう行ってましたし、瞬間的に津波に遭ったところに避難し続けるというのは難しいだろうというのは思いますので、やはり避難所であれば、浸水区域でない場所がいいだろうということを思っています。

であるので、そこに道の駅と避難所はちょっと、今の大久保議員のそういう考え方であれば、私は避難所とその道の駅の一緒っていうのは浸水区域でない場合はそれでいいと思いますけれども、大久保さんおっしゃってる浸水区域に道の駅を作るのであれば、そこは避難所にならないんじゃないかってそんな思いはしてるんですけども、ご理解をいただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保議員。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 私自身、この発想は最初はこれだけ八雲町内にあるトンネル残土。あちらこちらに山積みになってますよね。あれを使ってなんとか高台を街中に一つ作って、道の駅を作れないかなというふうに思ったんですけど、機構さんに聞いてみました。そういうところに回す残土はあるのか。要対策土しかもうないらしいんですよ。

だから、要対策土を町の中に海の近くに持って行ってやるってのは、ちょっと現実的ではないかなっていう話なんです。ただ、まだトンネル1本開通してないものもありますし、残土が出ないわけでもない。行き先が決まっているかも分からないですけども。

ただ、八雲町が熱意を持ってやる気になったら、不可能ではないっていうような感触は私なりにちょっと感じました。機構の担当者も、私1人の判断で今できますとかできないとかっていう話はしてないです。

ただ、あの残土も資源なんですよ。欲しがってる人もたくさんいるかもしれないですけど、ああいうのを利用して、街中にみんなが一時避難できる場所を作るべきではないかなって私は思ったんですけど、なかなか難しいことはわかっています。

それと、この議論をしても、多分町長とはずっと平行線のまま。

（何か言う声あり）

○4番（大久保建一君） 不規則発言はやめてください。平行線のままになりそうなので、ちょっと違う観点から言います。八雲町の自治体には、交通事故防止にも一定の責務があるのではないかと私は思っています。

だからこそ、町長は交通安全事故防止の推進団体の会長にもなっておられますよね。八雲のような単調な直線道路の連続による道路の状態でいけば、正面衝突のような大きな事故を起こすケースが数年に一回あります。

一昨年も痛ましい大きな事故がありました。これの防止のためには、やっぱり休憩所の設置が一番有効だと思うんですよ。前の質問の時も申しましたけれども、道の駅っていうのは、簡易パーキングっていう法律的な位置づけでもあるそうなんですよ。

簡易パーキングっていうのは何かっていうと、事故の恐れがある疲労や過労によって、事故が起きる可能性のある区間の事故を少なくするために、ドライバーが快適に休憩を取

れる場所。それが簡易パーキングらしいですよ。道の駅は、そういう役割も持っているらしいです。

八雲の一番直近の道の駅で行けば、森のYOU遊森っていう道の駅ですね。そこから、札幌方面まで向かうとなると、どちらを通るかもわからない。5号線を通った場合は黒松内ですから、黒松内の道の駅そこまでの間は87キロあるんですよ。1時間半です。制限速度でいけばもっとかかるかもわからないですけどね。

それで、札幌方面に向かうとすると、森から豊浦までは100キロあるんです。北海道でも全国でもこれだけ交通量、先ほど申しましたけれども、一日に1万台近くの車が通る道路でこれだけ100キロも簡易パーキングがない。それは交通事故防止の意味からも、ちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですよ。そういう交通事故防止の意味からも、ぜひ道の駅を作るべきだと思いますよ。交通事故防止推進団体の会長として、認識を伺いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） まず、さっき言った残土を盛り土するというのは、これはあくまでも、大久保議員さんが認識ないかもしれませんが、これは漁協との話し合いの中で海側には置かないと。ホタテに影響がある可能性が当時強いということで、海側に絶対置かないようにということをや約束ごとで取り決めてますので、やれる、やれないを別にして漁協との話は決まっていますので、難しいと。

ただ大久保議員さんおっしゃってる、確かに休憩するということが交通安全交通事故の防止は役立てるということは重々私は話を聞きながらもっともだなということを思っています。

ただ、場所的なことはこれから議論を深めるということができるものでありますし、さらにできれば、先ほど言った役場だけじゃなくて、そういうものを是非大久保議員さんが持っている団体でも旗揚げしながら、そこに我々も協力していくということが一番いいのかなという思いと、さらに今の政府が地方創生ということを掲げていますので、道の駅もそういう補助金等々を使えるということをお聞きしていますので。

ただ場所だとか、道の駅が必要だという意識は平行線と言ってますけど、それは一致していますので、場所だとか方法とかはこれから議論すれば可能性はないということはないと思いますので、あくまでも町が先に手を挙げるのか、民間が手挙がるのは同時でも、そういう形でも大久保議員さんは、そんだけ思ってるのであれば是非民間から上げてもらって、そこに町が協力すると、私は一番いい形だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保、

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 逆になんか町長に注文をつけられたような気がしますけれども、ぜひ町長にはお願ひしたいです。

道の駅が必要なのか必要じゃないのか、町民の声をぜひ聞いていただきたい。それと、作るとしたらどこがいいと思うっていうことも、ぜひ町民から聞いていただきたい。町長が直にですよ。私どもは聞いています。

この間の議会報告会でも、町民から言われました。町長は庁舎のどこになに、道の駅作るって何言ってるの。ダメだよあそこは。という町民の声を聞いています。だから、それが一部の声かもしれないけど、町長もぜひどう思うと、身近な人でも結構ですので、町民の声を聞いた上で、それを行政に生かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

さっき、三澤議員がかっこよく諦めませんって言ってましたけど、これについては私も諦めませんので、よろしくお願い致します。

続きまして、2問目の方に入りたいと思います。移住定住対策として、空き家バンクの積極的な活用。

5月22日に行った議会報告会で、町民からいただいた意見の中に、八雲町は住みたくても住む場所がない、という指摘がありました。

確かに不動産サイト等を調べてみても、八雲町内の空き物件は、なかなか見つかりませんでした。これでは移住定住が進むわけがありません。

八雲町のホームページ内にある空き家バンクも、古い一軒家が2019年から更新されず、載っているだけで、ずっと動きがないことが推察されます。

その一方で、町民の人口は減り続けている現状から、町内に存在する空き家は確実に増えているはずと私は考えています。

何とかその資源を空き家バンク等のマッチングで、積極的に有効活用していけないか、町の考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

空き家バンクの制度についてですが、空き家を売りたい人や貸したい人からの申請により町のホームページに掲載される仕組みとなっておりますが、本制度の利用に関する問い合わせは、数年に1件程度はありますが、物件情報の掲載にまでは至っておらず、2019年以降は物件情報の更新はありません。

また、議員がおっしゃるとおり空き家は確実に増加しており、将来的に管理不全な空き家を増やさないためにも、空き家バンクなどを利用した空き家対策は重要な対策の1つとして考えております。

現在の八雲町内の空き家事情としては、新幹線関連工事などの影響が大きいものと思われれますが、アパートの空室や状態の良い戸建ての空き家は非常に少ない状況と聞いております。

しかし、新幹線関連工事終了後には、活用されない空き家の増加が見込まれるため、移住定住対策や空き家対策として、空き家バンク制度を含めた空き家などの情報発信手段を

検討しなければならないとともに、移住定住施策として、子育て関連の支援拡充、U・Iターン就職奨励金事業・地域おこし協力隊配置事業の推進、さらには未活用となっている町有地を何かしらの特典や支援をパッケージにして分譲するなど、積極的な取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 今、町長の答弁の中で、新幹線工事の関係の方々がたくさん入っているので、使えるような状態の空き家の数は非常に少なくなっているんじゃないか、という話があったんですけども、その件数、棟数とかいうのは把握してるんでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これは把握はしてませんけれども、私も空き家とは大変注意深く見えています。例えば落部地域は全くないですね。落部は、空き家があっても外国人の方々が入っている。さらに、今基礎工事も落部であちこちもやって、落部は外国人が数百人いますので、その辺で活用されているのかなと思っています。

また、八雲町も町内を見ますと、確かに空いてる家もありますけれども、たまたまその家の人に聞いたら、普段はいなくて、親がまだ施設に入ってるんで、お盆と正月に来たり、ほとんど来ないけど、墓参りに来るためにとか、親がまだ生きてるんでまだ置いてるとか、そういう家もあるように聞いていますので、ただ単純に今空き家が八雲は増えているかあったら、そうでもないなど。

それと町の空き家バンクも大事ですけど、民間の不動産屋さんに聞いてもなかなかそういう問い合わせが多いということを知っておりますので、ただ先ほど答弁した通り、新幹線工事が3、4年で多分今の明るい期間が終わると、ぐっと減っていくんじゃないかというのがありますので、その辺については、これが十分に地元の不動産業者、さらに我々のホームページでやってる空き家バンクも通じながら、そして、先ほど答弁した通り、町の持つ土地をしっかりと移住定住に分譲や何か特典をつけながら進めるべきだということとは認識をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 町の町有地の分譲の話っていうのは悪い話じゃないな。大変有用な話かなとは思いますが、今資材高騰、人件費高騰の時代、聞くところによると、新築住宅を建てる場合は、坪100万以上かかってくるっていう話を聞いたことがあります。そうですね。

なので、例えば今移住しようという人たち、どこかの町で引退をして、多くのたくさんの退職金をもらって、移住先を探している人たちは、そういう話が現実的にできるのかなとは思いますが、そうじゃなくて、若者が夢を求めて八雲町で仕事を探したい。働きたいっていう人たちには、まずそういう新築物件というのは、まず無理だと思うんです

よ。

なので、役場がこういうせっかく空き家バンクっていう制度を設けているんですから、積極的に情報を発信すべきだと思って、その認識には町長も変わらないと思うんですよ。

そこで1つ聞きたいんですけども、役場では建設課がその空き家バンクを担当しますよね。そうじゃなくて、介護や保健、福祉、住民票管理、納税、水道などの普段の業務から空き家に関する情報を得ることができる部署と情報を共有するってことはできるんでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 今、大久保議員がおっしゃられたような連携という形は取れないと、取れます。ただ、現状はやってない状況だという。

○4番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保健一君） すごい。正直にやれるけど、やってないっていうお話ですよ。

ぜひともそれをやっていただきたいと思います。介護であればね、今まで一人暮らしできてた方が施設に入り、家が空いてしまうだとか、転居情報ももちろんそうですよね。

水道だって、空き家になったら、当然水道料の徴収がなくなるわけですし、その辺はわかるんで、ぜひとも他の議会の方に問題を定義されたことでもそうなんですけれども、ぜひ課内。役場庁舎内で横のつながり、連携をもって業務に挑んでいただきたいと思います。それがお願いします。

それともう1つ、先ほど町長の答弁の中でも民間事業者のお話がありました。この空き家バンクの申請する空き家を探すって業務が今の建設課の担当に担わせるだけの業務量で済むのかということを考えている際には、ぜひこの業務は、不動産の売買だとか賃貸だとか、そういうもので収益を得られる業者に委託するべきなんじゃないか。

八雲町としてのプラットフォームは八雲町ですよ。入り口は八雲町なんですけれども、実際空き家を探してくるだとか、持ち主所有者を探すだとかっていう業務は、民間事業者の方に委託して、その業務を担っていただくことはできないのかなと思ってるんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 現状は委託形式っていう方式ではないんですけども、実際に町のホームページは、移住する人向けの住宅の情報は掲載して、そういった部分は、住宅を取り扱っている事業者さんから定期的に申し込みを受けて、町の方で移住する方向けのホームページの部分で物件の紹介をしています。

ただし、町を一事業者に関して紹介するということできませんので、そこは、実際問い合わせあった方々にこういった物件があるので、こういう事業者さんに直接お問い合わせしていただくような形で、当然ご本人さん方も現地見に来たりとか、そういったそれ以

降のこともございますので、そこは各事業者さんに一任する方法で、あくまで町のホームページで集約して見る画面は作ってるんですけど、実際の間い合わせ等はそういった事業者さんにつなげていくと、そういう取り組みは行ってございます。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 私が言ってるのは、仲介業者に入ってもらっただけじゃなくて、空き家を探してきて、ホームページに載せるだとか、そういった空き家バンクという制度自体の運営を民間に委託できないのかって。

公平性の問題があるかもわからないですけど、それはプロポーザルなり入札なりなんなりでできるかとは思いますが、その業務自体の運営を民間に委託できないのか。民間事業者としてもそれが成立するとなると、例えば売買手数料が入るだとか、賃貸であれば賃貸手数料が入るだとか、お互いウィンウィンになると思うんですよ。それについては、いかがでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 空き家バンク制度についてなんですけれども、これは家を貸したい人、売りたい人、個人が申請するというような、先ほど町長から答弁があったんですけども、そのような仕組みになって、業者が率先して空き家を探してたとかっていう制度ではないんですよ。

しかしながら、議員おっしゃる通り、民間のそういうノウハウを活用して、協力しなげらなのか、民間に依頼するのかは別にして、一度、不動産業者の業界含めて議論させていただいて、そういうような情報の充実というような形で、はがれるものなのかということ、民間事業者を巻き込みながら、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） あくまでも申請者が出して、それを載せるのが空き家バンクだった。それは重々理解してんですよ。重々理解してんですけど、その結果が今2019年から何もないということですよ。なので、こちら側からもアプローチをするべきじゃないかというお話なので、それでも前向きに検討していただけるってことなので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

移住定住政策につながる空き家バンクですけれども、今、我々会社の事業者も働き手がない、その大きな障害になっているのが、住むところがないということもあるんですよ。

なので、これが解決されるとか、八雲町が1件でも多くの情報を提供できるってことが、所有者にとっても納税者が増えるっていう役場にとっても、また就業者がないと困っている事業者にとっても、住みたいという本人にとっても、ウィンウィンどころかウィンウィンウィンウィンぐらいなんですよ。

誰にとっても悪いことはないことなので、ぜひともこの事業は積極的にやっていただきたいと思っておりますので、町長最後に何かありましたらお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 多分、八雲に移住だとか家を探している人は、不動産を取り扱っているところに問い合わせていると思います。さらに探している人に聞くと、ガス屋さんだとか、電気屋さんとかそういうところにも行って、空いてるかどうか、確認しながら探している。

ただ、不動産業者をなかなか物件が抑えていないというか、あまりないというのは聞いてますので、これも先ほど言ったとおり、新幹線の工事の今時期だと思いますので、大久保さんがおっしゃってる、その辺の町と、また民間業者とはいろんな関係がありますから、それは民間とも話し合いながらできることを精いっぱい努力して、移住定住を進めたいという思いは一緒でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） 最後について言ったんですけど、最後じゃないですね。

ちょっと蛇足なんですけど、先ほど、横田議員の質問の中で政策空き家っていうお話がありました。

政策空き家って何のことなんだろうと思ったんですけど、要は耐用年数が過ぎてしまっ
て、またこれから迎えるから、建て替えするなり、解体するなりっていうことを待てる
から、使えない空き家っていう解釈でいいですね。

それを役所であれば耐用年数、償却が終わった40年、50年なのかわかんないですけども、
それが終わったら売るかもわかんないですけど、民間事業者からすれば、そこから初めて
儲けが出ることなんですよ。

古い住宅なんて、いっぱい民間事業者で貸してるといっぱいあると思うんですよ。政策
空き家になっている物件は、民間が欲しがったら売ることにはできるんでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 前回も、ただ所管替えとか必要な場所もありますけれども売ること
ができます。ただ、所管替えをして、買う人がいないっていうのがちょっと困るんで、
ある程度欲しい人がいるかどうか確認しながら、ちらちらと欲しいようなことも聞いて
ますので、柔軟に欲しい場所だとか、それを含めて対応していきたいと思っておりますので、
よろしくお願い致します。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○4番（大久保建一君） あれやれ、これやれって何をしてほしいってことじゃないんで
すよ。八雲町にとって住む場所がないっていうことは、とって八雲の魅力っていうかね。

八雲に住みたい。八雲町にとって損してるってことなんですよ。

なので、ぜひとも町長ができるって言うのであれば、その政策空き家を積極的に売りますよっていうアピールしていただければと思いますので、ぜひ町長におかれましては、移住政策。

ただ移住してくればお金をいくらあげます。Uターン I ターンをいくらあげれます。リフォーム資金をやります。それもすごく重要なことだとは思いますが、まず第一に、入るところがない。それであれば非常に困るので、入ってからの話になると思います。そこらへんをお願いして、質問を終わります。

○議長（千葉 隆君） 以上で、大久保健一議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会致したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

◎延会宣言

○議長（千葉 隆君） よって、そのように決定されました。

本日は、これをもって延会いたします。

次の会議は、明日、午前10時の開会を予定いたします。ご苦労様でした。

[延会 午後 4時15分]